

官報

平成二十一年一月十三日

○第百七十一回国衆議院會議録 第三号

平成二十一年一月十三日(火曜日)

午後五時 本会議

○本日の會議に付した案件

平成二十年度一般會計補正予算(第2号)

平成二十年度特別會計補正予算(特第2号)

平成二十年度政府關係機關補正予算(機第2号)

地方交付税法及び特別會計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別會計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(柳澤伯夫君外八名提出)

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(内閣提出)

午後六時七分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十年度一般會計補正予算(第2号)、平成二十年度特別會計補正予算(特第2号)、平成二十年度政府關係機關補正予算(機第2号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

平成二十年度一般會計補正予算(第2号)

平成二十年度特別會計補正予算(特第2号)

平成二十年度政府關係機關補正予算(機第2号)

○議長(河野洋平君) 平成二十年度一般會計補正予算(第2号)、平成二十年度特別會計補正予算(特第2号)、平成二十年度政府關係機關補正予算(機第2号)、平成二十年度政府關係機關補正予算(機第2号)外二案

(機第2号)、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長衛藤征士郎君。

平成二十年度一般會計補正予算(第2号)及び同報告書

平成二十年度特別會計補正予算(特第2号)及び同報告書

平成二十年度政府關係機關補正予算(機第2号)及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました平成二十年度一般會計補正予算(第2号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算三案の概要について申し上げます。本補正予算三案は、昨年十月三十日に決定された生活対策及び十二月十九日に決定された生活防衛のための緊急対策を実施するために必要な措置等を講じようとするものであります。

一般會計予算については、歳出において、生活対策及び生活防衛のための緊急対策関連として、家計緊急支援対策費、生活安心確保等対策費、中小・小規模企業支援等対策費、成長力強化対策費、地域活性化対策費、住宅投資・防災強化対策費、地方公共団体支援対策費及び雇用対策費について所要の経費を計上しております。そのほか、

義務的経費の追加等を行うとともに、地方交付税の税収減見合いの減額及びその補てんを行い、あわせて、既定経費の節減を行っております。また、歳入において、租税について減収を見込む一方、財政投融资特別會計からの受け入れなどによるその他収入の増加を計上するとともに、公債金の増額を行うこととしております。

この結果、補正後の平成二十年度一般會計予算の総額は、第一次補正後予算に対し歳入歳出とも四兆七千八百五十八億円増加して、八十八兆九千百十二億円となっております。

特別會計予算については、国債整理基金特別會計、財政投融资特別會計、社会資本整備事業特別會計など十四特別會計において、所要の補正を行うこととしております。

政府關係機關予算につきましては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行うこととしております。

本補正予算三案は、去る一月五日日本委員会に付託されたところでありますが、翌六日民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会から、一般會計補正予算及び特別會計補正予算に対し、定額給付金を削除するための修正案が提出されました。

本委員会において、七日、中川財務大臣から政府原案について、また枝野幸男君から両修正案について趣旨の説明を聴取した後、八日から政府原案及び両修正案について一括して質疑に入ったところであります。質疑は、中小企業対策、派遣労働者等をめぐる雇用問題、定額給付金事業のあり方、金融政策、

国家公務員制度改革、年金記録問題等、国政の各般にわたって熱心に行われました。

かくして、本日質疑を終局し、政府原案及び両修正案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党を代表して鈴木恒夫君から政府原案に賛成、両修正案に反対の意見が述べられ、公明党を代表して江田康幸君から政府原案に賛成、両修正案に反対の意見が述べられ、日本共産党を代表して笠井亮君から政府原案に反対、両修正案に賛成の意見が述べられました。引き続き採決を行った結果、両修正案は否決され、平成二十年度補正予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。細野豪志君。

(細野豪志君登壇)

○細野豪志君 民主党の細野豪志でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算に反対の意思を表明し、この強行採決に抗議する討論を行います。(拍手)

今回の第二次補正予算を議論する際、我々が直視をすべきは、国民生活の現状であります。

多くの国民が、職を失い、時に住まいさえも失い、路頭に迷っています。多くの中小企業は、仕事激減をし、存亡の危機を迎えています。失業者や経営者の悲痛な声が議場の皆さんのところにも間違いなく届いている、私はそう考えます。民主党は、従来の主張へのこだわりを捨て、政

府・与党との合意を目指して、修正案を提出いたしました。しかし、与党は、その提案を一顧だにせず、予算委員会の質疑をわずか十四時間で打ち切り、委員会での強行採決を行いました。そして、ここでも、強行採決を本会議でやるうとしているのであります。このような姿勢に、もはや政府・与党の矜持を感じることは全くできません。我々が補正予算に反対をする最大として唯一の理由は、定額給付金にあります。

今は定額給付金の評判は悪いが実際に現金を手に入ればわからぬよ、これは、予算委員会が行われた第一委員会室で私が耳にした、ある自民党議員の声であります。恐らく、多くの与党議員の皆さんの本音は、ここにあるのではないですか。

私は、ここに断言をします。与党の皆さんがどんなに強行採決を繰り返して、そして定額給付金を国民の皆さんが手にしたとしても、麻生政権の支持率が上がることはありません。それは、与党の皆さんがお考えになっている以上に、我が国の国民が賢明であるからであります。

私が黨陶を受けた亡き高坂正堯教授は、著書である「宰相 吉田茂」の中で、吉田元総理をして、こうおっしゃっています。「統治者はその行為を国民の名において正当化したり、弁解してはならないと考えていた」、そう述べています。

全面講和を求める国民の声を押し切ってサンフランシスコ平和条約を締結した吉田元総理の判断が正しかったことは、後の歴史が証明をしています。吉田元総理は、時として民意に反してでも国益のために行動する、ポピュリズムの対極にある政治家でありました。

定額給付金は究極のポピュリズムであります。

ところが、週末の世論調査によると、麻生内閣の支持率は急落をしています。原因は、批判の集中している定額給付金であります。歴代の自民党政権の中には、吉田内閣を筆頭に、外交政策や、さらには増税など、国民に不人気な政策を実行して支持率を落とした内閣はありました。しかし、ばらまきを提案して、国民のひんしゆくを買い、そして国民の支持を失った内閣は、歴代の自民党政権の中でも麻生内閣が唯一の存在ではないでしょうか。

吉田茂元総理の孫である麻生総理が究極のポピュリズムに陥った結果、国民のひんしゆくを買い、そして国民にその浅はかさを見抜かれて、支持率が急落しているというのは、皮肉以外の何物でもありません。歴史家は、今の麻生政権を後世どのように評価するのでしょうか。

定額給付金をめぐって、麻生総理の発言は迷走を続けてきました。街頭演説では、一億円あっても、さもなくば一万二千円欲しいという人はいるかもしれないと発言をしています。ところが、年が明けた予算委員会では、高額所得者も受け取り、盛大に消費をしてもらいたいと答弁し、従来の発言を覆しました。給付対象について総理の発言がこれだけ変わるようでは、国民に政策の目的を理解しろという方が無理というものであります。

目的がぶれている当然の帰結として、効果も期待できません。目的が低所得者支援であるならば、一万二千円という金額は全く不十分であります。経済効果に期待をするならば、なぜ貯蓄に回る可能性の高い高額所得者にまでこの給付金を出すのでしょうか。新たな貧困と二極化が今現実のものとなっている中で富裕層にまでばらまきをす

ることを、与党の皆さんは本当に正しい政策というふうにお考えになっているのでしょうか。

発言を二転三転させた結果、麻生総理は、みずから定額給付金を受け取るのかどうかを明言できないという窮地に陥っています。さもしいと云った以上は、みずからは受け取ることができない。しかし、受け取らないと言ってしまうのは、盛大に消費をしてもらいたいという主張と相反してしまう。

麻生総理、認識が変わったのなら、過去の発言を率直に訂正をし、国民に真摯に説明をされればどうですか。

麻生政権が提出した予算案には、定額給付金以外にも、子育て応援特別手当や高速道路料金の定額化など、私たちの考えと大きく異なる政策が含まれています。しかし、国民生活を第一に考えたとき、たとえ効果や手法において問題があっても与党との合意を目指すべきであると我々は考えたのであります。

与党議員の皆さん、今からでも遅くはありません。定額給付金を切り離せば、これさえ切り離せば、他の経済対策はあすにでも円満に本院を通過するでしょう。そして、関連法案も含め、参議院においても迅速な審議が進むことになるのであります。結果として、定額給付金以外は、このまま本院で議決するよりは、はるかに早く実施をできるようにするのであります。このまま突き進めば、間違いなく国会は機能不全に陥ります。そして、そのときの最大の被害者は国民であります。このほかにも、予算委員会での議論を通じて、税金の無駄遣いを生み出してきた天下り、中でも特に悪質なわたりの問題が明らかになりました。

一昨年成立した改正国家公務員法では、公務員の再就職のあつせんは離職時点に限られておりました。さらに、当時の渡辺喜美行政改革担当大臣は、有識者懇談会の報告書の中で、わたりを根絶する明確な政治的意思を表明しているものであります。それにもかかわらず、昨年末に政府が決定した政令では、法律や報告書を覆し、わたりのあつせんも可能としたのであります。官僚によつて作成される政令が国会で議決された法律を覆すなどということは、決してあってはなりません。

この問題は、与党も野党も関係ありません。このまさに立法府としての、我々の誇りが問われているのであります。与野党を超えて、この政令を撤回すべく声を上げるべきであります。なぜ、渡辺喜美議員を除く与党の議員の皆さん、特に改革派を自称している皆さんはここで沈黙を守るのでしょうか。

総理にも伺いたいと思います。

予算委員会の答弁の中では、この政令をあたかも人ごとのように答弁をする麻生総理の姿がありました。しかし、これは違います。この政令を決定したのは麻生政権であり、この政令を閣議決定したのも麻生政権だからであります。

麻生総理、これまでわたしは、各省がひそかにそれぞれの省庁の中で行ってきたんです。大臣ですらそれを承認してこなかったんです。あなたは、総理として初めてこの天下り、わたりというものをご承認する、その総理になるおつもりでしょうか。総理の権限でこの政令を断固として撤回していたなければなりません。

総理、もっと謙虚に国民の声に耳を傾けてください。雇用を打ち切られ、住むところさえ失った

人々の声、人手不足とそして低い賃金にあえぐ介護現場の声、子供たちの命を守るために学校の耐震化を求める地域の声、これらの声に耳を傾けていただきたい。あなたがばらまこうとしているこの定額給付金の二兆円があれば、これらの国民の声にこたえることができるのです。

○議長(河野洋平君) 細野君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○細野豪志君(続) 本院に議席を持つ皆さんに、もう一度問いかけたいと思います。二兆円の使い方として、定額給付金は本当に適切な方法でしょうか。本院は、議論を尽くしたのででしょうか。国民は今、この補正予算、定額給付金に納得をしているのでしょうか。

国民が苦しんでいる今だからこそ、我々は熟議を通じて合意形成を目指すべきであります。単なる多数決や妥協ではなく、対話や討議の中に解決策を模索するそのプロセスこそ、熟議の民主主義であります。大切なことは、討議を通じてみずからの意見や判断が変化することを真摯に受け入れること、受けとめること、国民はもうわかつています。

○議長(河野洋平君) 申し合わせの時間が過ぎていきます。簡単に願います。

○細野豪志君(続) 熟議の民主主義を通じて国民の声にこたえる国会をつくりたい、そして、本院に議席を持つ皆さんの賢明な判断を切に期待して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐田玄一郎君。

(佐田玄一郎君登壇)
○佐田玄一郎君 自由民主党の佐田玄一郎であります。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております平成二十年度第二次補正予算三案に賛成の立場から討論を行うものでございます。(拍手)

現在、世界の金融資本市場は百年に一度とも言われる危機に陥っており、世界的な景気後退が生じております。我が国経済も、輸出や生産の減少、消費の停滞、雇用不安の増大といった景気悪化を招いております。

こうした情勢に対応し、政府は、昨年八月に安心実現のための緊急経済、十月に生活対策、さらに十二月に生活防衛のための緊急対策と矢継ぎ早に対策を講じてきました。これらの事業規模は、主要国と比べて遜色のない総額七十五兆円となっております。

今回の補正予算は、これらの対策を実現するための重要な予算であり、経済対策の速やかな実施が国民生活と日本経済を安定向上させることにつながると確信しているからこそ、議員各位の賛同を得て、早期成立が図られることを強く期待するものであります。

以下、本補正予算三案に賛成する主な理由を申し上げます。

本補正予算は、まず、生活対策を実現するものであります。

第一に、生活者の暮らしの安全を確保するため、定額給付金による家計への緊急支援を行うとともに、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、雇用セーフティネットを強化します。

第二に、金融経済の安定強化へ向け、セーフティネット貸付・緊急保証枠を三十兆円規模に拡大し、中小・小規模企業の資金繰り対策を講じることとしております。

第三に、高速道路料金的大幅値下げを行うとともに、住宅投資・防災強化対策を講じることと地域活性化を進めることとしております。

さらに、再就職支援対策として、緊急雇用創出事業を創設し、職を失った非正規労働者の方々を対象に、地方公共団体が雇用・就業機会を創出することができるよう支援することとしております。

賛成の第二の理由は、財政規律を確保した点であります。

今回の補正予算における対策の財源は、特例国債に依存せず、一時的、特例的に財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用を行うこととしております。財源の見通しもないまま、国民に甘い言葉だけを並べることは簡単です。しかし、財政赤字を抱える我が国としては、本補正予算のように財源の裏づけのある具体的な景気対策こそ、今求められているのであります。

今回、民主、社民、国民新の野党三党は、第二次補正予算から定額給付金部分を分離すべしと主張しております。

しかし、定額給付金は家計への緊急支援であり、家計に広く給付することにより、消費をふやす経済効果もあり、麻生総理の掲げる生活対策における重要な施策の一つであることを考えれば、絶対に切り離すことはできません。

また、小沢代表を初め民主党幹部は、国民を愚弄するばらまきであるとか、巨額の税金の無駄遣

いなどの批判を繰り返しています。しかしながら、これが全般的を射ないことは、諸外国に目を向ければ明らかであります。

すなわち、同様の施策はアメリカやオーストラリアなどでも実施されており、効果的な景気刺激策であることは間違いないのであります。

さらに、その民主党御自身が、昨年十二月の税制抜本改革アクションプログラムにおいて、給付つき税額控除の導入を求めているではありませんか。にもかかわらず、なぜ、給付つき税額控除同様に低所得者にも直接支援の手を差し伸べるのできる政府の給付金には反対するのでしょうか。お得意の政局優先主義なのでしょうか。まさに笑止千万と言うほかありません。

昨年十二月、民主党が参議院において多数を濫用した一方的な戦術に終始し、常軌を逸した強行採決を行ったのは記憶に新しいところでありますけれども、民主党を初め野党諸君には、これ以上国政に混乱を招くことのないよう、良識のある冷静な御判断のもと、政府提出の第二次補正予算案に賛成されるよう強くお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、二〇〇八年度第二次補正予算案に反対の討論を行います。(拍手)

そもそも第二次補正予算は、昨年十月に閣議決定した生活対策を具体化したものであります。麻生総理は、迅速、スピーディーに実行すると言いつつ、ついに臨時国会には提出しませんでした。年を越して通常国会冒頭に提出するや、わず

か三日間の質疑ですぐ採決せよというのは、余りにも横暴であります。

この二カ月余りで雇用の危機は一層深刻となつています。定額給付金を含め、審議すべき問題は山積しています。にもかかわらず、本日、与党は、補正予算並びに関連法案の委員会質疑を打ち切つて採決を強行し、この本会議において数の力で衆議院の通過を図ろうというのであります。断じて許せません。

反対理由の第一は、定額給付金です。

一体何のための給付金なのか、生活支援なのか消費刺激なのか、果たその目的ははっきりしません。給付対象も、全世帯か所得制限を設けるのかという基本事項さえ二転三転しております。あげくの果てには、実施するかしんか自治体に丸投げというありさまであります。

経済効果を〇・一から〇・二に水増したところで、景気対策としても役立たないことは明らかであり、公金を使った選挙対策と批判されるのは当然です。しかも、三年後の消費税増税とセットであります。これでどうして生活対策と言えるのか。

だからこそ、予算審議直後のどの世論調査でも、定額給付金反対は七割、八割に上っているのがあります。二兆円の財源があれば雇用や社会保障に使うべきとの声が出るのは当然であります。政府は、この声を受けとめ、定額給付金は撤回すべきであります。

第二の重大な問題は、大銀行、大企業の支援策です。

マネーゲームに狂奔して損失を抱えた金融機関を公的資金を使って救済するため政府保証枠を拡

大していますが、銀行が負うべき損失を国民が肩がわりする理由はありません。コマーシャルペーパーを買い取る仕組みをつくり、政府保証枠を拡大することも大企業支援策であり、認められませんが、

また、自衛隊の精密誘導弾の新規導入経費まで盛り込んでいることも看過できません。

第三に、生活対策として盛り込まれた介護労働者の待遇改善、妊婦健診の公費負担の拡充、中小企業の資金繰り対策の拡大などは、かねてからの国民の要求と運動が反映されたもので、当然であります。しかし、ますます深刻となる雇用と暮らしへの対策は、規模も内容も極めて不十分です。年越し派遣村に集まった非正規労働者の実態は、仕事を失えば同時に住まいも失い、生活そのものが成り立たなくなっているものであります。こうした労働者は全国で急増しており、その上、派遣労働者の多くが契約期限切れとなる二〇〇九年問題が現実化すれば、さらに膨れ上がることは明らかです。政府の雇用対策では全く足りないの

であります。

大企業が一面に大量解雇をすれば、日本経済と社会の前途を危うくすることは、総理も認めたとおりであります。今必要なことは、これ以上の首切りを許さず、約二百四十兆円となる大企業の内部留保も活用して雇用を確保すること、失業者支援のための緊急の対応措置をとることです。そして、労働者派遣法を一九九九年以前に戻す抜本改正を行うことでもあります。

景気悪化のもとで、経営難、倒産に直面している中小企業への抜本的支援が必要です。

社会保障費二千二百億円の削減方針を撤回し、

後期高齢者医療制度の廃止、消費税の食料品非課税など、国民生活を支える対策こそ強めるべきであります。

以上、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 池坊保子君。

(池坊保子君登壇)

○池坊保子君 公明党の池坊保子でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十年度一般会計第二次補正予算三案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手) 昨年九月のリーマン・ブラザーズ破綻後の世界金融情勢は、百年に一度と言われる経済危機を日本にもたらしました。我が国の経済は、輸出、生産、収益が減少するとともに、倒産が相次ぎ、外需のみならず国内需要も停滞し、景気は一段と下降局面に入りました。まさに日本経済は非常事態に突入したのです。立法院の責任として、国民生活を守るために、迅速かつ的確にきめ細やかな対策を講じることが不可欠です。

第二次補正予算案に賛成する主な理由を申し上げます。

第一に、総合的な雇用対策の充実です。

今日の厳しい雇用情勢の中で、一に雇用の維持、二に職を失った場合のセーフティネットの強化、そして三に雇用の創出といった三本柱で雇用対策に取り組んでいます。雇用調整助成金の拡充や自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設、雇用促進住宅の最大限の活用や住宅・生活支援の資金貸し付け、年長フリーターの積極雇用の支援や雇用創出の基金などです。

第二に、日本経済の屋台骨である中小企業への支援に三十兆円を計上しております。

具体的には、二十兆に及ぶ信用保証枠の大幅な拡大や十兆円のセーフティネット貸し付けの拡大、住宅・不動産市場の活性化など、思い切った施策を打ち出しております。

このほかにも、地域の活力の底上げのための六千億の地方公共団体支援対策費、出産・子育て支援の拡充、介護従事者の処遇改善並びに人材確保、高速道路料金的大幅引き下げ、学校などの耐震化事業の促進などであり、すべて国民生活に直結したものです。

三点目は、七十五兆円の経済対策の一環として、二兆円の一人一人へのきめ細やかな支援である定額給付金です。

定額給付金には、二つの大きな目的と意義があります。

一つ目は、言うまでもなく、生活緊急支援です。二つ目は景気の下支えです。

悪化する経済情勢の直撃を受け、多くの国民の皆様方の家計は、以前にも増して苦しいやくりを強いられております。日本経団連によれば、六年ぶりにボーナスも前年を割り込みました。

そのような状況の中で、今、国が迅速かつ最善の方法としてなし得る一番の政策は、定額減税を補完した定額給付金なのです。苦しい生活の中で、どれだけ多くの国民の皆様方が心待ちにしているかははかり知れません。

二つ目の景気の下支えですが、経済の復興、活性化には、まず景気の浮揚こそが特効薬です。そのため、給付金を契機として消費を喚起することが必要です。

少しでも経済にゆとりのある方々は、これを原資として何倍、何十倍にも消費していただきました。

平成二十一年一月十三日 衆議院会議録第三号

い、そのきつかけにしたいのです。二兆円を消費に回せば、民間消費を〇・七％押し上げる効果があります。

定額給付金は、フランス、イギリス、アメリカを初めとした諸外国で行っている給付つき税額控除の先取りです。民主党は、昨年十二月に税制抜本改革アクションプランを発表しましたね。その中で、給付つき税額控除の導入を進める、これは、税額控除を基本とした、控除額が所得税を上回る場合には控除されない額を現金で支給する制度だと述べておられます。

まさしく、この政府提案の制度と同種のものでありませんか。なぜ私たちの提案を真つ向から反対されるのか、理解に苦しみます。

政策を政局に利用してはいけません。私たちは、純粹に今やるべきことの一環として提案したのです。野党が選挙のためのばらまきと言っているのは、とんでもないことです。

調査によれば、八五％の方が給付金を受け取りたいと答えていられます。また、七五％の方が早く予算が通ることを願っております。

今、私たちは、喜びや苦しみを分かち合い、一致団結し、この国難を乗り越えていかななくてはなりません。足の引っ張り合いや批判をしている場合ではないのです。速やかな実行こそ、明るい希望を生み、安心実現の社会をつくる第一歩だと思っております。

最後に、地方自治体には多大な事務をお願いいたしますが、喜びの中で給付金を受けられる多くの方々がいっしょに思いをはせ、心からの御協力をお願いし、私の賛成討論といたします。(拍手)

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)外二案

○議長(河野洋平君) 保坂展人君。

〔保坂展人君登壇〕

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表し、第二次補正予算案に反対の立場で討論を行います。(拍手)

麻生総理、国民の声に耳を傾けることはできないでしょうか。七割を超える人は麻生内閣を支持しないと世論調査の結果が各社報道されていますが、定額給付金をめぐる国民の声は、反対、他の目的に使うべき、評価しないなどの意見が七割近くを占め、ほぼ内閣不支持の数字と一致しているのではありません。

きょうの衛藤予算委員長の議事運営はでたらめでありました。本来は、理事会で各党の討論の有無を確認し、賛否を聞いてから始めなければならぬのに、気焦りのせいから、理事会を閉じて委員会に突入してしまったんです。七割の国民の声に背を向けることが苦痛なら、虚心坦懐に仕切り直しをするべきではありませんか。

また、自民党の村田国会対策筆頭副委員長、無許可で採決強行の記念写真を撮影しようとするなど、国会崩壊はきわまつているではありませんか。

定額給付金は、やみ金による押し貸しのようなものです。三年後に消費税の増税が待っているのでは、景気波及効果どころか財布の引き締めにはなりません。また、定額減税方式の場合には毎月減税効果が生まれますが、給付金の方では、選挙前に一回、現金で給付するというもので、国民の政治不信にはつながっても、不安解消にはなりません。

分権自治と言いながら、勝手に自治事務を創設

し、自治体に丸投げをする中で、自治体の自由な工夫を否定するものとなっています。さらには、事務費、郵送費、振り込み料など、八百二十五億という巨額の費用がかかります。

定額給付金の範囲や、所得制限、あるいは性格についても、政府の迷走、二転三転、ひどいものでした。当初は、高額所得者が受け取るのはいさしいとしながら、今は、消費刺激策だから金持ちももらってどんどん使えと言いつつ出されました。しかし、予算上は家計緊急支援対策費のまま、金持ち減税の恩恵を受け、税金で支援すべき必要のない高額所得者にも配ってしまうという矛盾も放置をされています。

今回の補正予算案には、介護従事者の待遇改善、人材確保、中小企業支援の拡充、学校等耐震の推進、緊急雇用創出事業など、評価できる点も盛り込まれています。しかし、深刻な経済危機には、もっと大きな構想を持って臨まなければなりません。私は、福祉、農業、教育、環境など、命や緑の分野の公共投資にもつと集中するべきだと思います。

昨年から派遣村には、私も行きましたが、多くの人が集まりました。雇用対策は不十分です。

○議長(河野洋平君) 保坂君、申し合わせの時間が過ぎました。簡単に願います。

○保坂展人君(続) これから年度末に向けて、さらなる人員整理を予定し、切りたい放題の大企業に対して、相応の社会的責任と負担を求めるべきです。多くの国民も、定額給付金二兆円を雇用対策、医療や福祉に充てられないのか、政治家はもっと頭を使えと切望しています。

今からでもやり直せ、その判断ができないので

あれば、解散・総選挙を直ちに行うしかなない。

きよの本案議の設定、採決にも厳重に抗議を
して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたし
ました。(退場する者あり)

○議長(河野洋平君) 三案を一括して採決いたし
ます。

三案の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三案と
も委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出い
たします。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する
法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長
の報告を求め、その審議を進められることを望み
ます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 地方交付税法及び特別会計
に関する法律の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄
君。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部
を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、総務委員会における審査の経過及
び結果を御報告申し上げます。

本案は、今回の補正予算により国税が減額計上
される中にありまして、地方財政の状況等にかん
がみ、当初予算に計上された平成二十年度の地方
交付税の総額を確保するため、平成二十年度分の
地方交付税の総額の特例として、国税の減収に伴
う地方交付税の原資の減少に見合う二兆二千七百
三十億九千五百万円を一般会計から交付税特別会
計に繰り入れて地方交付税の総額に加算すること
としております。

また、この加算額のうち、一兆二千四百十億四
千七百五十万円に相当する額について、平成二十
三年度から平成二十七年度までの各年度における
地方交付税の総額から二千四百八十二億九百五十
万円をそれぞれ減額することとしております。

本案は、去る一月六日本委員会に付託され、本
日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取した
後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成
多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出い
たします。

内閣提出、平成二十年度における財政運営のた
めの財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関
する法律案、柳澤伯夫君外八名提出、銀行等の株
式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正す
る法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告
を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

平成二十年度における財政運営のための財政
投融資特別会計からの繰入れの特例に関す
る法律案(内閣提出)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
の一部を改正する法律案(柳澤伯夫君外八
名提出)

○議長(河野洋平君) 平成二十年度における財政
運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの
特例に関する法律案、銀行等の株式等の保有の制
限等に関する法律の一部を改正する法律案、右両

案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。財務金融委員長田中
和徳君。

平成二十年度における財政運営のための財政投
融資特別会計からの繰入れの特例に関する法
律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(田中和徳君登壇)

○田中和徳君 ただいま議題となりました両法律
案につきまして、財務金融委員会における審査の
経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十年度における財政運営のための
財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する
法律案は、平成二十年度の一般会計補正予算(第
2号)における国民生活の安定と経済の持続的な
成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財
源を確保するための臨時の措置として、特別会計
に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわら
ず、同年度において財政投融資特別会計財政融資
資金勘定から四兆一千五百八十億円を限り、一般
会計へ繰り入れる特例措置を定めるものでありま
す。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する
法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる
経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な
運営を確保するため、現行法上、平成十八年九月
末までとされていた銀行等保有株式取得機構によ
る株式買い取りについて、平成二十四年三月末ま

で延長するとともに、銀行等と相互に株式を保有している事業法人からの株式の買い取りについて、新たに事業法人から先行して当該銀行株式を同機構に売却することを可能にする等の措置を講ずるものであります。

両案は、去る一月六日当委員会に付託され、九日中川財務大臣並びに提出者柳澤伯夫君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

また、同日中川正春君外三名から、民主党・無所属クラブの提案に係る平成二十年度財政投融资特別会計繰り入れ特例法案に対する修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

かくて、本日麻生内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、修正案及び銀行等株式保有制限法改正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案

(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(望月義夫君登壇)

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、揮発油税収の減額補正に伴って地方道路整備臨時交付

金の総額の限度額が減少しないよう、その限度額を、平成二十年度においては、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の四分の一に相当する額とする特例措置を講じようとするものであります。

本案は、去る一月六日本委員会に付託され、九日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 麻生 太郎君
総務大臣 鳩山 邦夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第五号

平成二十一年一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十一年一月十一日(日)午前九時十分羽田空港発、一月十二日(月)午後三時三十分同空港着の予定で、大韓民国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

法務大臣	森 英介君
外務大臣	中曾根弘文君
財務大臣	中川 昭一君
文部科学大臣	塩谷 立君
厚生労働大臣	舩添 要一君
農林水産大臣	石破 茂君
経済産業大臣	二階 俊博君
国土交通大臣	金子 一義君
環境大臣	齊藤 鉄夫君
防衛大臣	浜田 靖一君
国務大臣	甘利 明君
国務大臣	小淵 優子君
国務大臣	河村 建夫君
国務大臣	佐藤 勉君
国務大臣	野田 聖子君
国務大臣	与謝野 馨君

(応召議員)

一、去る七日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

福岡県第五区

原田 義昭君

一、今十三日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

長崎県第二区

久間 章生君

鹿児島県第一区

保岡 興治君

(理事補欠選任)

一、去る九日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事

上田 勇君 (理事高木陽介君去る九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

稲田 朋美君

補欠

小川 友一君

財務金融委員

辞任

小川 友一君

補欠

稲田 朋美君

議院運営委員

辞任

あかま二郎君

補欠

長島 忠美君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

あかま二郎君

菅野 哲雄君

長島 忠美君

菅野 哲雄君

あかま二郎君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

あかま二郎君

菅野 哲雄君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

小野寺五典君

補欠

安井潤一郎君

三原 朝彦君

玉沢徳一郎君

三原 朝彦君

小野寺五典君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

白井日出男君

補欠

西本 勝子君

尾身 幸次君

岡本 芳郎君

橋本 岳君

馬渡 龍治君

齊藤斗志二君

下村 博文君

園田 博之君

中馬 弘毅君

中馬 弘毅君

大島 敦君

仙谷 由人君

中川 正春君

仙谷 由人君

中川 正春君

小川 淳也君

津村 啓介君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

後藤 茂之君

土井 真樹君

土井 真樹君

あかま二郎君

石原 伸晃君

石川 知裕君

高山 智司君

小川 淳也君

津村 啓介君

福島 豊君

北側 一雄君

津村 啓介君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

池坊 保子君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

土井 真樹君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

清水清一郎君

清水清一郎君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

安井潤一郎君

清水清一郎君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

清水清一郎君

中森ふくよ君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

清水清一郎君

清水清一郎君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

清水清一郎君

中森ふくよ君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

清水清一郎君

清水清一郎君

中森ふくよ君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

赤池 誠章君

安井潤一郎君

清水清一郎君

中森ふくよ君

あかま二郎君

赤池 誠章君

土井 真樹君

中森ふくよ君

西本 勝子君

橋本 岳君

馬渡 龍治君

安井潤一郎君

石川 知裕君

小川 淳也君

高山 智司君

池坊 保子君

中川 正春君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

津村 啓介君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

福島 豊君

北側 一雄君

馬淵 澄夫君

池坊 保子君

亀井 静香君

猪口 邦子君

西本 勝子君

七条 明君

葉梨 康弘君

安井潤一郎君

稲葉 大和君

石関 貴史君

加藤 公一君

古賀 一成君

糸川 正晃君

小里 泰弘君

太田 誠一君

尾身 幸次君

菅原 一秀君

中馬 弘毅君

関 芳弘君

江田 康幸君

西 博義君

尾身 幸次君

菅原 一秀君

中馬 弘毅君

関 芳弘君

江田 康幸君

西 博義君

尾身 幸次君

菅原 一秀君

中馬 弘毅君

関 芳弘君

江田 康幸君

西 博義君

尾身 幸次君

菅原 一秀君

中馬 弘毅君

関 芳弘君

江田 康幸君

西 博義君

尾身 幸次君

菅原 一秀君

中馬 弘毅君

関 芳弘君

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

総務委員会 付託

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(柳澤伯夫君外八名提出、衆法第一号)

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第一号)

以上二件 財務金融委員会 付託

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案(内閣提出第三号)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、財政に関する事項
- 二、税制に関する事項
- 三、関税に関する事項
- 四、外国為替に関する事項
- 五、国有財産に関する事項
- 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
- 七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年一月九日

財務金融委員長 田中 和徳

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、国土交通行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項

項

- 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
- 六、北海道開発に関する事項
- 七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年一月九日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日中合意を破る形で中国による東シナ海ガス田掘削に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

高校学習指導要領改訂案における我が国が抱える領土問題についての記述のあり方に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員(鈴木宗男君提出)

外務省職員の贈与等報告義務違反等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられていたことを示す厚生労働省の公文書に対する外務省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

竹島を日本領から除くとする我が国の法令が見つかったとの韓国マスメディアの報道に係る政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

定額給付金の支給に係る麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

エチオピアで誘拐された邦人が無事解放された件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成十八年度から二十年度にかけてセクハラや痴漢、盗撮、窃盗等で処分を受けた外務省職員に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土墓参で使用する船に対する政府の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島の面積等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

痴漢や盗撮行為により逮捕された外務省職員が在職し続けることは是非等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

日中戦争を想定した佐藤栄作元内閣総理大臣の米国による中国への核報復並びに我が国への核持ち込みに係る発言等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)

右

国会に提出する。

平成二十一年一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成20年度一般会計補正予算
予算総則補正

第1条 既定の平成20年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成20年度歳入 立予算額(千円)	補正額			改平成20年度 予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	84,125,461,918	11,923,748,275	△ 7,137,997,477	4,785,750,798	88,911,212,716
歳出	84,125,461,918	7,815,705,125	△ 3,029,954,327	4,785,750,798	88,911,212,716

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成20年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第5条 平成20年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成20年度において公債を発行することができる限度額「6,239,000,000千円」を「6,975,000,000千円」に改める。

2 平成20年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定により公債を発行することができる限度額「19,504,000,000千円」を「26,193,000,000千円」に改める。

第6条 平成20年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管文部科学省、組織文部科学本省に係る項の「文部科学本省施設費」の次に「、生涯学習振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)」を、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」の次に「、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「農林水産本省施設費」の次に「、食品産業競争力強化対策費(食品産業競争力強化対策整備費補助金に限る。)」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「経済産業本省施設費」の次に「、技術革新促進・環境整備費(産業技術研究開発施設整備費補助金に限る。)」を、「独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費」の次に「、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「都市再生・地域再生整備事業費(都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及びまちづくり交付金に限る。)」の次に「、都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入」を加える。

第7条 平成20年度一般会計予算総則第11条第1項の債務保証契約の限度額の表中

5 株式会社日本政策金融公庫 イ 次に掲げる社債(口に掲げるものを除く。)に係る債務 (1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの (2) 中小企業者向け業務に関するもの	同 項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円及び(2)に掲げる社債にあっては額面総額60,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
---	-----	---

を

5 株式会社日本政策金融公庫 イ 次に掲げる社債(口に掲げるものを除く。)に係る債務 (1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの (2) 中小企業者向け業務に関するもの (3) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ニに係る業務に関するもの	同 項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額235,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額130,000,000千円及び(3)に掲げる社債にあっては発行限度額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
--	-----	--

に、

6 預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務		(1) 「預金保険法」に係る業務(2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2) 危機対応業務に関するもの (3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4) 金融機能強化業務及び「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条及び附則第4条第2項に規定する旧組織再編促進特別措置法に係る業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 「金融機能の強化のため	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額5,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
------------------------------------	--	--	--	--

6 預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務		(1) 「預金保険法」に係る業務(2)に掲げるものを除く。)に関するもの	「預金保険法」第42条の2	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金に
------------------------------------	--	--------------------------------------	---------------	---

(2) 危機対応業務に関するもの	「預金保険法」第126条第2項	にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額5,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(3) 金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの	「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条	
(4) 金融機能強化業務に関するもの	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	

29 地方公営企業等金融機構	「地方公営企業等金融機構法」附則第16条第1項	額面総額420,000,000千円及びその利息に相当する金額
29 地方公営企業等金融機構	「地方公営企業等金融機構法」附則第16条第1項	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
30 銀行等保有株式取得機構	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額

に、

を

に改め、第8号を削除する。

2 平成20年度一般会計予算総則第11条第3項の債務保証契約の限度額の規定中、「第20号から第29号まで」を「第20号から第30号まで」に改める。

第8条 平成20年度一般会計予算総則第13条の予算の移替えの表中、所管内閣府、組織内閣本府に係る項の「地域活性化・緊急安心実現総合対策推進費」の次に「、地域活性化・生活対策推進費」を加える。

甲号 歳入歳出予算補正
歳 入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
総 務 省	雑 収 入	納 付 金	雑 納 付 金	300,000,000	0	300,000,000
				300,000,000	0	300,000,000
			0	0	△ 7,125,000,000	△ 7,125,000,000
			0	△ 7,018,000,000	△ 7,018,000,000	△ 7,018,000,000
			0	0	△ 756,000,000	△ 756,000,000
			0	0	△ 5,552,000,000	△ 5,552,000,000
			0	0	△ 417,000,000	△ 417,000,000
			0	0	△ 64,000,000	△ 64,000,000
			0	0	△ 229,000,000	△ 229,000,000
			0	△ 107,000,000	△ 107,000,000	△ 107,000,000
財 務 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	所 得 税	12,160,368	△ 107,000,000	△ 107,000,000
			法 人 税	12,160,368	0	12,160,368
			消 費 税	0	0	0
			酒 税	0	△ 64,000,000	△ 64,000,000
			揮 発 油 税	0	△ 229,000,000	△ 229,000,000
			印 紙 収 入	0	△ 107,000,000	△ 107,000,000
			特別會計整理収入	4,173,212,843	△ 12,997,333	4,160,215,510
			獨立行政法人造幣局 納付金	0	△ 228,580	△ 228,580
			特別會計受入金	4,173,212,843	△ 12,768,753	4,160,444,090
			貨幣回收準備資金受 入	4,158,810,397	0	4,158,810,397
雑 収 入	回 収 金 等 収 入	諸 収 入	雑 収 入	14,402,446	△ 12,768,753	△ 12,768,753
				14,402,446	0	14,402,446

農 林 水 産 省	公 債 金	公 債 金	公 債 金 特 例 公 債 金 計	7,425,000,000 7,425,000,000 736,000,000 6,689,000,000 11,610,373,211 9,672,191 9,672,191 9,672,191 3,241,474 1,263,550 1,263,550 1,977,924 1,977,924 1,977,924	0 0 0 0 △ 0 0 0 △ 0 0 △ △ △	0 0 0 0 7,137,997,333 0 0 0 99 0 0 99 99 99	7,425,000,000 7,425,000,000 736,000,000 6,689,000,000 4,472,375,878 9,672,191 9,672,191 9,672,191 3,241,375 1,263,550 1,263,550 1,977,825 1,977,825 1,977,825
	雑 収 入	納 付 金	特別会計整理収入	3,241,474 1,263,550 1,263,550 1,977,924 1,977,924	△ 0 0 △ △	99 0 0 99 99	3,241,375 1,263,550 1,263,550 1,977,825 1,977,825
	雑 収 入	納 付 金	公共事業費負担金 計	12,913,665 123,865 123,865 123,865 337,534 337,534 337,534 0	△ 0 0 0 △ △ △ △	99 0 0 0 45 45 45 45	12,913,566 123,865 123,865 123,865 337,489 337,489 337,534 △
	雑 収 入	納 付 金	公共事業費負担金 雑	11,923,748,275	△	7,137,997,477	4,785,750,798
	歳 入 補 正 額 総 計				△		

歳 出

所 管 会 社	組 織	項 目	補 正 額		差 引 額 (千円)	
			追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)		
国 会	衆 議 院	議 院	0	△ 6,442	△ 6,442	
	参 議 院	議 院	0	△ 103,737	△ 103,737	

裁判所	国立国会図書館		△	3,158	△	113,337
	国立国会図書館補正額合計	国立国会図書館				
裁判所	最高裁判所	0	△	113,337	△	113,337
	下級裁判所	0	△	628,069	△	628,069
	裁判所施設費	0	△	137,520	△	137,520
	裁判所施設費	754,837	△	496,304	△	496,304
検察審査会	計	754,837	△	0	△	754,837
	検察審査会	754,837	△	1,261,893	△	507,056
	検察審査会	0	△	14,616	△	14,616
	検察審査会	0	△	1,276,509	△	521,672
会計検査院	補正額合計	754,837	△	28,904	△	28,904
	会計検査院	0	△	2,681	△	2,681
	内閣官房共通費	0	△	64,099	△	64,099
	情報収集衛星施設費	0	△	19,721	△	19,721
人事院	計	0	△	86,501	△	86,501
	人事院	32,946	△	2,851	△	30,095
	内閣府補正額合計	32,946	△	89,352	△	56,406
	内閣府補正額合計	0	△	8,358	△	8,358
内閣府	内閣府	0	△	3,030,962	△	3,030,962
	内閣府	0	△	40,000	△	40,000
	地方元氣再生推進調査費	0	△	57,578	△	57,578
	地域活性化・生活対策推進費	600,000,000	△	0	△	600,000,000
沖縄教育振興事業費	科学技術政策費	0	△	5,513	△	5,513
	災害対策総合推進調整費	0	△	29,794	△	29,794
	沖縄政策費	703,333	△	517,000	△	186,333
	大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	0	△	5,000	△	5,000
沖縄教育振興事業費	沖縄振興計画推進調査費	0	△	25,000	△	25,000
	沖縄教育振興事業費	153,000	△	0	△	153,000

独立行政法人沖縄科学技術研究 基盤整備機構施設整備費	4,088,380	0	4,088,380
沖縄開港事業費	1,930,000	0	1,930,000
農林漁業用揮発油税財源身替 沖縄漁港関連道路整備事業費	4,000	0	4,000
国民生活政策費	16,499,101	0	16,499,101
独立行政法人国民生活セン ター運営費	8,965,341	0	8,965,341
経済社会総合研究所	0	△	△
沖縄治水事業費社会資本整備 事業特別会計へ繰入	405,000	0	405,000
沖縄道路整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	1,063,000	0	1,063,000
沖縄港湾整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	529,000	0	529,000
沖縄空港整備事業費社会資本 整備事業特別会計へ繰入	1,796,000	△	1,795,989
揮発油税等財源沖縄道路整備 事業費社会資本整備事業特別 会計へ繰入	0	△	△
計	636,136,155	△	630,041,497
日本学術会議 官民人材交流センター	0	△	8
沖縄総合事務局	0	△	193,419
揮発油税等財源沖縄道路整備 事業工事諸費	0	△	6,957
揮発油税等財源沖縄道路環境 整備事業工事諸費	0	△	5,572
計	0	△	179
宮内庁 公正取引委員会	0	△	12,708
宮内庁 公正取引委員会	0	△	3,474
警察庁 共通通費	2,280	△	14,263
警察庁 施設費	519,034	△	24,704
			17,497
			501,537

警 備 警 察 費	警察活動基盤整備費	0	△	98,259	△	98,259
	計	574,123	△	1,974,251	△	1,400,128
	金融庁共通費	1,095,437	△	2,114,711	△	1,019,274
	金融機能安定確保費	0	△	4,619	△	4,619
	計	286,650		0		286,650
		286,650	△	4,619		282,031
	内閣府所管	637,518,242	△	8,437,860		629,080,382
	補正額合計	63,594	△	24,222		39,372
	総務本省共通費	51,693		0		51,693
	地域振興交付金	2,273,095,000	△	2,273,095,000		0
総 務 省	情報通信技術高度活用推進費	4,209,000		0		4,209,000
	コビキタスネットワーク整備費	1,012,667		0		1,012,667
	情報通信格差是正事業費	0	△	22,027	△	22,027
	電波利用料財源電波監視等実施費	0	△	1,227	△	1,227
	郵政行政推進費	0	△	1,408	△	1,408
	統計調査費	0	△	7,984	△	7,984
	定額給付金給付事業助成費	2,039,512,774		0		2,039,512,774
	計	4,317,944,728	△	2,273,151,868		2,044,792,860
	総合通信局共通費	138,805		0		138,805
	消防防災体制等整備費	1,283,902		0		1,283,902
法 務 省	補正額合計	4,319,367,435	△	2,273,151,868		2,046,215,567
	法務本省共通費	164,729	△	152,601		12,128
	更生保護企画調整推進費	13,500		0		13,500
	法務省施設費	3,455,773		0		3,455,773
	登記事務費登記特別会計へ繰入	0	△	22,968	△	22,968
	計	3,634,002	△	175,569		3,458,433

外務省	外務省	外務省	檢察官署共通費	367,268	0	△	367,268
			矯正官署共通費	0	226,242	△	226,242
			更生保護官署共通費	1,338	0		1,338
			法務局共通費	268,713	0		268,713
			地方入国管理官署共通費	40,461	0		40,461
			出入国管理業務費	20,032	△	△	1,058
			計	60,493	△		39,403
			公安調査庁共通費	2,160	0		2,160
			補正額合計	4,333,974	△		3,911,073
			外務省共通費	0	△	△	49,884
外務省	外務省	外務省	領事協力費	0	△	△	38,994
			經濟協力費	12,760,000	△		12,749,643
			國際分担金其他諸費	210,394,611	0		210,394,611
			計	223,154,611	△		223,055,376
			財務本省共通費	0	△	△	38,529,490
			財政健全化推進費	0	△	△	4,623
			稅制企画立案費	0	△	△	9,305
			資産債務管理費	0	△	△	2,463
			國債費	512,424,900	△		162,180,467
			貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	0	△	△	1,233,453
財務省	財務省	財務省	經濟協力費	20,000,000	△		19,550,676
			政策金融費	411,042,000	△		410,702,289
			国家公務員共済組合連合会等助成費	0	△	△	778,681
			計	943,466,900	△		551,875,417
			財務局共通費	1,209,814	0		1,209,814
			財務局業務費	0	△	△	343,565
			計	1,209,814	△		866,249

税 関 共 通 費	税 関 業 務 費	計	△	△	△	△
255,010	0	255,010	△	△	△	△
0	483,924	483,924	△	△	△	△
255,010	483,924	228,914	△	△	△	△
343,352	209,227	134,125	△	△	△	△
86,921	0	86,921	△	△	△	△
430,273	209,227	221,046	△	△	△	△
945,361,997	392,628,199	552,733,798	△	△	△	△
0	500,716	500,716	△	△	△	△
300,000	1,453,362	1,153,362	△	△	△	△
277,841	0	277,841	△	△	△	△
4,133,000	283,203	3,849,797	△	△	△	△
1,998,720	0	1,998,720	△	△	△	△
1,997,293	56,068	1,941,225	△	△	△	△
2,335,432	0	2,335,432	△	△	△	△
902,948	231,879	671,069	△	△	△	△
3,002,216	1,248,005	1,754,211	△	△	△	△
0	8,467	8,467	△	△	△	△
0	16,840	16,840	△	△	△	△
26,648,428	0	26,648,428	△	△	△	△
0	38,913	38,913	△	△	△	△
0	9,913	9,913	△	△	△	△
2,499,816	0	2,499,816	△	△	△	△
4,498,790	0	4,498,790	△	△	△	△
0	6,600	6,600	△	△	△	△
0	390,209	390,209	△	△	△	△

厚生労働省	厚生労働省	文部科学省 所管補正額合計	公立文教施設整備費	49,952,000	0	49,952,000	
			独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	988,505	0	988,505	
			文化振興費	0	△	3,500	△
			計	99,534,989	△	4,247,675	95,287,314
			文化振興費	0	△	12,768	12,768
			文化財保存事業費	0	△	4,000	4,000
			独立行政法人国立文化財機構施設整備費	1,049,881	0	1,049,881	
			国際文化交流推進費	0	△	34,231	△
			文化振興基盤整備費	0	△	3,599	△
			計	1,049,881	△	54,598	995,283
			厚生労働本省共通費	100,584,870	△	4,302,273	96,282,597
			医療提供体制確保対策費	0	△	78,899	△
			医療従事者等確保対策費	0	△	426,849	△
			医療従事者資質向上対策費	0	△	196,410	△
			医療情報化推進費	101,760	0	101,760	
			経営費等国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	381,207	0	381,207	
			施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	4,313,948	△	17,544	4,296,404
厚生労働省	厚生労働省	文部科学省 所管補正額合計	施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	1,248,929	0	1,248,929	
			原爆被爆者等援護対策費	0	△	9,543	△
			医薬品安全対策等推進費	0	△	15,787	△
			医薬品適正使用推進費	0	△	2,738	△
			血液製剤対策費	0	△	1,689	△
			重要医薬品供給確保対策費	1,493,000	0	1,493,000	
			医療提供体制基盤整備費	2,215,752	△	3,500,248	△
			医療保険給付諸費	282,393,725	△	2,247,898	280,145,827
			水道施設整備費	8,450,000	0	8,450,000	
			計	8,450,000	△	2,247,898	8,450,000

官 報 (号 外)

麻薬・覚せい剤等対策費	0	△	2,841	△	2,841
化学物質安全対策費	0	△	2,049	△	2,049
生活衛生対策費	110,105		0	△	110,105
高齢者等雇用安定・促進費	150,000,000	△	178,093		149,821,907
業務取扱費船員保険特別会計へ繰入	0	△	299	△	299
地域子育て支援対策費	65,137,218		0		65,137,218
保育所運営費	95,867,000		0		95,867,000
児童手当年金特別会計へ繰入	0	△	68	△	68
母子保健衛生対策費	79,000,000		0		79,000,000
母子家庭等対策費	133,634		0		133,634
生活保護費	41,924,486		0		41,924,486
地域福祉推進費	32,000,000	△	12,225		31,987,775
災害救助等諸費	109,987		0		109,987
社会福祉諸費	0	△	290,424	△	290,424
遺族及留守家族等援護費	0	△	5,857	△	5,857
障害保健福祉費	86,231,427	△	18,981,590		67,249,837
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	107,000		0		107,000
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	0	△	1,341,186	△	1,341,186
社会福祉施設整備費	373,683		0		373,683
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	0	△	131,157,623	△	131,157,623
高齢者日常生活支援等推進費	626,064		0		626,064
介護保険制度運営推進費	115,353,000	△	248,687		115,104,313
業務取扱費年金特別会計へ繰入	1,141,116	△	49,395		1,091,721
国際機関活動推進費	0	△	2,267	△	2,267
厚生労働科学研究費	0	△	50,846	△	50,846
計	968,713,041	△	158,821,055		809,891,986

農 林 水 産 省	検 疫 所 国 立 更 生 援 護 機 関 中 央 労 働 委 員 会 厚 生 労 働 省 所 管 補 正 額 合 計	検 疫 業 務 等 実 施 費 国 立 更 生 援 護 機 関 施 設 費 中 央 労 働 委 員 会 共 通 費	0	△	55,913	△	55,913
	農 林 水 産 本 省 共 通 費	968,984,736	△	158,876,968	0	810,107,768	219,545
	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	187,849	0	187,849	52,150
	農 林 水 産 本 省 施 設 費	0	△	1,808	0	1,808	
	食 品 産 業 競 争 力 強 化 対 策 費	1,546,600	△	27,287	0	1,519,313	
	主 要 食 糧 需 給 安 定 対 策 費	15,300,000	△	0	0	15,300,000	
	食 の 安 全 ・ 消 費 者 の 信 頼 確 保 対 策 費	46,836	△	108,540	0	61,704	
	独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 運 営 費	150,000	△	0	0	150,000	
	独 立 行 政 法 人 農 林 水 産 消 費 安 全 技 術 セ ン タ ー 施 設 整 備 費	76,984	△	0	0	76,984	
	国 産 農 畜 産 物 競 争 力 強 化 対 策 費	49,619,134	△	120,837	0	49,498,297	
	担 い 手 育 成 ・ 確 保 対 策 費	3,642,432	△	2,082,507	0	1,559,925	
	農 業 ・ 食 品 産 業 強 化 対 策 費	10,000,000	△	969	0	9,999,031	
	農 業 経 営 支 援 対 策 費	3,458,000	△	33,676	0	3,424,324	
	共 済 掛 金 国 庫 負 担 金 等 農 業 共 済 再 保 険 特 別 会 計 へ 繰 入	0	△	323	0	323	
	海 岸 事 業 費	14,000	△	0	0	14,000	
	農 業 生 産 基 盤 整 備 ・ 保 全 事 業 費	1,363,000	△	1,461,696	0	98,696	
	農 業 生 産 基 盤 整 備 ・ 保 全 事 業 費 食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 へ 繰 入	0	△	490,000	0	490,000	
	農 村 振 興 費	1,090,000	△	0	0	1,090,000	
	農 村 整 備 事 業 費	0	△	1,918,304	0	1,918,304	
	株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 等 助 成 費	1,000,000	△	930	0	999,070	
	農 山 漁 村 活 性 化 対 策 費	2,500,000	△	127,168	0	2,372,832	

官 報 (号 外)

農 林 水 産 技 術 会 議	農林水産物・食品輸出促進対策費	152,000	0		152,000
	農 林 水 産 統 計 調 査 費	0	△	24,952	24,952
	計	89,958,986	△	6,586,846	83,372,140
	農林水産本省検査指導所	1,190		0	1,190
	農林水産本省検査指導所施設費	406,106		0	406,106
	計	407,296		0	407,296
	農林水産技術会議共通費	0	△	20,658	20,658
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	500,220		0	500,220
	計	500,220	△	20,658	479,562
	地 方 農 政 局	197,601		0	197,601
地 方 農 政 局	海 岸 事 業 工 事 諸 費	0	△	104	104
	農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	0	△	5,798	5,798
	計	197,601	△	5,902	191,699
	林 野 庁 共 通 費	0	△	4,689	4,689
	森 林 整 備 ・ 保 全 費	0	△	29,721	29,721
	独立行政法人農林漁業信用基金出資	2,061,000		0	2,061,000
	森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入	0	△	204,132	204,132
	治 山 事 業 費	90,000		0	90,000
	治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	3,909,000	△	3,436	3,905,564
	森 林 整 備 事 業 費	4,000,000		0	4,000,000
林 野 庁	森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	11,000,000		0	11,000,000
	林業・木材産業等振興対策費	416,014		0	416,014
	森林整備・林業等振興対策費	7,785,000		0	7,785,000
	計	29,261,014	△	241,978	29,019,036

水 産 庁	水産物安定供給対策費 水産業振興費 保険料国庫負担金等漁船再保 険及び漁業共済保険特別会 計へ繰入	4,496,064 5,928,358 0	△ △ △	39,779 17,450 127	△ △ △	4,456,285 5,910,908 127
農 林 水 産 省 管 補 正 額 合 計	独立行政法人水産大学校施設 整備費	89,963	△	0	△	89,963
	水産基盤整備費	1,200,000	△	0	△	1,200,000
	水産業強化対策費	1,189,600	△	0	△	1,189,600
	計	12,903,985	△	57,356	△	12,846,629
		133,229,102	△	6,912,740	△	126,316,362
	技術革新促進・環境整備費	2,490,000	△	32,878	△	2,436,660
	独立行政法人産業技術総合 研究所運営費	1,687,723	△	0	△	1,687,723
	独立行政法人産業技術総合 研究所施設整備費	10,379,613	△	0	△	10,379,613
	工業標準・知的基盤整備費	0	△	10,079	△	10,079
	独立行政法人製品評価技術基 盤機構施設整備費	208,295	△	0	△	208,295
経 済 産 業 省	経済産業統計調査費	0	△	8,392	△	8,392
	貿易管理費	809,335	△	87,000	△	722,335
	ものづくり産業振興費	0	△	2,407	△	2,407
	サービズ産業強化費	0	△	11,664	△	11,664
	化学物質管理推進費	0	△	27,411	△	27,411
	経営革新・創業促進費	0	△	870	△	870
	地域経済活性化対策費	0	△	9,270	△	9,270
	工業用水道事業費	300,000	△	265,661	△	265,661
	資源循環推進費	0	△	0	△	300,000
	環境経営・競争力強化費	0	△	25,000	△	25,000
		0	△	3,000	△	3,000

経済産業省 資源エネルギー庁 中小企業庁	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費 計	1,120,099	0	1,120,099	
	経済産業局共通費	16,995,065	536,972	16,458,093	
国土交通省	鉱物資源安定供給確保費	0	8,650	8,650	
	中小企業事業環境整備費	0	16,182	16,182	
	経営革新・創業促進費	80,057,836	1,393	80,056,443	
	経営安定・取引適正化費	15,294,758	355,502	14,939,256	
	まちづくり推進費	0	4,278	4,278	
	計	0	352,000	352,000	
	経済産業省所管補正額合計	95,352,594	713,173	94,639,421	
	国土交通本省共通費	112,347,659	1,274,977	111,072,682	
	住宅市場整備推進費	0	113,734	113,734	
	総合的パリアフリー推進費	2,105,000	0	2,105,000	
国土交通省	海岸環境整備事業費	829,287	0	829,287	
	道路環境等対策費	24,000	0	24,000	
	都市公園事業費	15,000,000	0	15,000,000	
	下水道事業費	1,060,951	2,939	1,058,012	
	地球温暖化防止等対策費	3,222,500	0	3,222,500	
	住宅防災事業費	49,000	0	49,000	
	都市公園防災事業費	16,007,000	0	16,007,000	
	下水道防災事業費	3,691,000	0	3,691,000	
	急傾斜地崩壊対策等事業費	6,377,500	0	6,377,500	
	治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	210,000	0	210,000	
	北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	29,243,201	258,360	28,984,841	
	離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	5,778,357	0	5,778,357	
	海岸事業費	5,000	0	5,000	
	公共交通等安全対策費	2,197,754	10,138	2,187,616	
		0	58,746	58,746	

総合の物流体系整備推進費	424,000	0	424,000	
港 湾 事 業 費	1,785,000	0	1,785,000	
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	13,379,045	△	13,351	13,365,694
北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,042,853	0	1,042,853	
離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	272,000	△	59	271,941
整備新幹線建設推進高度化等事業費	500,000	0	0	500,000
整備新幹線整備事業費	13,000,000	0	0	13,000,000
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	7,112,000	△	1,239	7,110,761
北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	610,963	△	28	610,935
離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	5	△
都市再生・地域再生整備事業費	17,093,000	0	0	17,093,000
都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	198,000	0	0	198,000
鉄道網整備推進費	0	△	12,417	△
鉄道網整備事業費	9,300,000	0	0	9,300,000
地域公共交通維持・活性化推進費	400,000	0	0	400,000
都市・地域交通整備事業費	219,000	0	0	219,000
道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	117,996,051	0	0	117,996,051
北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	6,059,296	0	0	6,059,296
離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	147,000	0	0	147,000
揮発油税等財源道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	160,635,834	△
				160,635,834

国土地理院	海難審判所 地方整備局	北海道開発局	揮発油税等財源北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	10,644,604	△	10,644,604	
			不動産市場整備等推進費	112,639		0		112,639	
			建設市場整備推進費	4,800,000		0		4,800,000	
			離島振興事業費	55,000		0		55,000	
			北海道開発事業費	13,422,535		0		13,422,535	
			独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	729,930		0		729,930	
			情報化推進費	0	△	38,573	△	38,573	
			官庁宮繕費	9,018,958	△	3,344		9,015,614	
			河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	28	△	28	
			自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	0	△	517	△	517	
			北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	951,000	△	605		950,395	
			離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	0	△	4	△	4	
			計	304,428,820	△	171,794,525		132,634,295	
国土地理院	海難審判所 地方整備局	北海道開発局	国土地理院共通費	1,077		0		1,077	
			地理空間情報整備・活用等推進費	864,000		0		864,000	
			計	865,077		0		865,077	
			海難審判所共通費	1,023		0		1,023	
			地方整備局共通費	691,785	△	17,686		674,099	
			都市公園事業工事諸費	49	△	1,476	△	1,427	
			計	691,834	△	19,162		672,672	
			北海道開発局共通費	3,393		0		3,393	
			北海道治水海岸事業工事諸費	669	△	2,866	△	2,197	
			北海道道路整備事業工事諸費	629		0		629	

環境省	環境省	国土交通省所管補正額合計	環境本省共通費	揮発油税等財源北海道道路整備事業工事諸費	0	△	53,291	△	53,291	
				北海道港湾空港整備事業工事諸費	184	△	1,401	△	1,217	
				北海道都市環境整備事業工事諸費	75	△	66		9	
				揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費	0	△	2,282	△	2,282	
				北海道都市公園事業工事諸費	0	△	48	△	48	
				北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	1,302	△	2,847	△	1,545	
				北海道水産基盤整備事業工事諸費	137	△	337	△	200	
				計	6,389	△	63,138	△	56,749	
				地方運輸局共通費	233,775		0		233,775	
				地方航空局共通費	1,250		0		1,250	
				観光振興費	49,000		0		49,000	
				気象官署共通費	132,567		0		132,567	
				気象官署施設費	4,054,059		0		4,054,059	
				気象官署業務費	69,902		0		69,902	
				計	4,256,528		0		4,256,528	
				環境省	環境省	国土交通省所管補正額合計	環境本省共通費	運輸安全委員会	1,050	
海上保安官署共通費	403,129		0						403,129	
海上保安官署施設費	647,379		0						647,379	
船舶交通安全及海上治安対策費	470,516	△	6,924						463,592	
航路標識整備事業費	2,529,524		0						2,529,524	
航路標識整備事業費	4,476	△	178						4,298	
計	4,055,024	△	7,102						4,047,922	
計	314,589,770	△	171,883,927						142,705,843	
0	△	4,998	△					4,998		

防 衛 省	地方環境事務所 環境省 防衛省	地球温暖化対策推進費	120,295	0	120,295	
		地球環境保全費	450,609	0	450,609	
		大気・水・土壌環境等保全費	0	△ 81,911	△ 81,911	
		廃棄物処理施設整備費	3,502,000	0	3,502,000	
		生物多様性保全等推進費	45,895	0	45,895	
		環境保全施設整備費	299,572	0	299,572	
		自然公園等事業費	1,498,000	0	1,498,000	
		化学物質対策推進費	971,325	△ 739	970,586	
		環境・経済・社会の統合的向上費	4,000,000	0	4,000,000	
		環境政策基盤整備費	0	△ 6,000	△ 6,000	
		自然公園等事業工事諸費	0	△ 149	△ 149	
		計	10,887,696	△ 93,797	10,793,899	
		地方環境対策費	100,000	0	100,000	
		地方環境対策費	10,987,696	△ 93,797	10,893,899	
		補正額合計	21,074,728	△ 880,147	20,194,581	
		防衛本省共通通費	4,025,454	△ 2,505,359	1,520,095	
		武器車両等整備費	0	△ 4,540,114	△ 4,540,114	
		航空機整備費	0	△ 196,446	△ 196,446	
		艦船整備費	22,296	△ 19,055	3,241	
		施設整備費	0	△ 416,252	△ 416,252	
地 方 防 衛 局	地方防衛局 防衛省 地方防衛局	人材確保育成費	0	△ 44,810	△ 44,810	
		研究開発費	18,426,411	0	18,426,411	
		防衛施設安定運用関連諸費	903,734	△ 1,759,297	△ 855,563	
		在日米軍等駐留関連諸費	44,452,623	△ 10,361,480	34,091,143	
		計	4,627	0	4,627	
		地方防衛局	44,457,250	△ 10,361,480	34,095,770	
		地方防衛所管補正額合計	7,815,705,125	△ 3,029,954,327	4,785,750,798	
		歳出補正額総計				

丙号 繰越明許費補正

所 管	組	織	事 項	所 管	組	織	事 項
内 閣 府	人 事 院	府	(項) 人 事 院のうち 庁費(入退館ゲート整備経費に限る。) (項) 地域活性化・生活対策推進費 沖 縄 政 策 費のうち 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構設備整備費補助金 国 民 生 活 政 策 費のうち 情報処理業務庁費(一元的な消費者行政を推進するために必要な経費に限る。) 移 転 費 地方消費者行政活性化交付金 (項) 警 察 庁 共 通 費のうち 庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。) 警察活動基盤整備費のうち 警察装備費(振り込み詐欺対策用資機材緊急整備経費及び悪質商法対策用資機材緊急整備経費に限る。) 金 融 (項) 金融機能安定確保費のうち 諸謝金(金融機能の強化のための特別措置に係る調査経費に限る。) (項) 総 務 本 省 共 通 費のうち 庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)				情報通信技術高度利用推進費のうち 先導的情報通信社会基盤整備委託費(情報通信技術地域経済活性化事業に限る。) 定額給付金給付事業助成費 (項) 総 合 通 信 局 共 通 費のうち 庁費(入退館ゲート整備経費に限る。) (項) 消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務庁費(消防団救助技術向上用資機材搭載型車両整備経費、台経費、報口災害対応広域機材整備経費及び個室型店舗等緊急防火対策実施経費に限る。) 自動車重量税(消防団救助技術向上用資機材搭載型車両に限る。) (項) 法 務 本 省 共 通 費のうち 庁費(入退館ゲート整備経費に限る。) (項) 検 察 官 署 共 通 費のうち 庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。) (項) 更生保護官署共通費のうち 庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。) (項) 法 務 局 共 通 費のうち 庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)
総 務 省	総 務 本 省	省		法 務 省	法 務 本 省	局	

地方入国管理官署		(項) 地方入国管理官署共通のうち			医療提供体制基盤整備のうち
財務省	公安調査庁	庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)	中央労働委員会	医療施設等設備整備費補助金(災害派遣医療チーム公体制設備整備事業費に限る。)	医療施設等設備整備費補助金(災害派遣医療チーム公体制設備整備事業費に限る。)
	税関	庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)			
	税関	庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)			
	税関	庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)			
	税関	庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)			
文部科学省	国税庁	(項) 国税庁共通費のうち庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)	農林水産省	農林水産省	農林水産省
	文部科学省	(項) 生涯学習振興費のうち放送大学学園施設整備費補助金			
	文部科学省	独立行政法人国立女性教育会館施設整備費			
	文部科学省	高等教育振興費のうち国立大学法人設備整備費補助金			
	文部科学省	育英事業費のうち奨学金業務システム開発費補助金			
厚生労働省	厚生労働省	(項) 医療情報化推進費のうち地域診療情報連携推進費補助金(地域医療連携型電子カルテシステム導入事業費に限る。)	農林水産省	農林水産省	農林水産省
	厚生労働省	重要医薬品供給確保対策費			
	厚生労働省	ワクチン製造設備整備費補助金			
	厚生労働省	重要医薬品供給確保対策費			
	厚生労働省	ワクチン製造設備整備費補助金			

中 小 企 業 庁	(項)	北 海 道 開 発 局	(項)
経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策事業委託費(人材活用等推進事業委託費のうち中小企業若年者雇用環境整備準備事業及び経営力向上・事業承継等先進的支援体促進型・地域製品販路開拓支援事業委託費に限る。)		北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 気象庁 運輸安全委員会 海上保安庁	(項) 北海道開発局共通費のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。) (項) 地方運輸局共通費のうち庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。) (項) 地方航空局共通費のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。) (項) 気象庁署共通費のうち庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。) (項) 運輸安全委員会のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。) (項) 海上保安官署共通費のうち庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。) (項) 地球温暖化対策推進費のうち環境保全調査費(森林起源の二酸化炭素排出削減・吸収量認証推進事業経費に限る。) (項) 地球環境保全費のうち環境保全調査費(海岸における漂着廃棄物等の処理経費に限る。) (項) 生物多様性保全等推進費のうち鳥獣等保護費(特定鳥獣保護管理対策促進支援事業経費に限る。) (項) 化学物質対策推進費のうち老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費 (項) 老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
国土交通省 国土交通本省	(項) 道路環境等対策費のうち低公害車普及促進等対策費補助金(燃費対策構造改善事業のうち中小トラック事業者構造改善支援事業に限る。) 港湾事業費のうち港湾施設長寿命化計画費 都市開発資金貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	環境省 環境本 省	
国土地理院	(項) 国土地理院共通費のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。) 地理空間情報整備・活用等推進費のうち測量庁費(住宅投資・防災強化対策電子基準点機器更新経費に限る。)		
海難審判所	(項) 海難審判所共通費のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。)		
地方整備局	(項) 地方整備局共通費のうち庁費(入退館ゲート整備等経費に限る。)		

	地方環境事務所	(項) 環境・経済・社会の統合的向上費 環境共生地域づくり補助金 (項) 地方環境対策費のうち鳥獣等保護費(国立公園内の廃棄物等の処理経費に限る。)	防衛省	防衛本省	(項) 防衛本省共通費のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。)
				地方防衛局	(項) 地方防衛局のうち庁費(集積回路カード身分証作成経費に限る。)

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担年度	事由
内閣府	内閣府	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	4,598,996	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	7,095,200	同	平成20年度以降3箇年度以内	
		改定	11,694,196	—	—	
		情報通信産業振興施設整備事業費補助	1,333,333	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	5,725,733	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	
		追加	8,621,000	同	平成20年度以降3箇年度以内	
文部科学省	文部科学省	改定	14,346,733	—	—	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		既定	3,297,030	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	
		既定				

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	追 加	同	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		改 定			
		海岸保全施設整備事業費補助	7,256,030	平成 20 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		畑地帯総合農地整備事業費補助	878,000	平成 20 年 度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農地防災事業費補助	1,520,000	平成 20 年 度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農村環境保全対策事業費補助	137,000	平成 20 年 度	農村環境保全対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		経営体育成基盤整備事業費補助	5,376,000	平成 20 年 度	経営体育成基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農道整備事業費補助	836,000	平成 20 年 度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農地保全事業費補助	327,000	平成 20 年 度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農村総合整備事業費補助	37,000	平成 20 年 度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農村振興整備事業費補助	805,000	平成 20 年 度	農村振興整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農業集落排水事業費補助	67,000	平成 20 年 度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		中山間総合整備事業費補助	2,140,000	平成 20 年 度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

林 野 庁	治 山 事 業 費 補 助	1,470,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	その事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地すべり防止事業費補助	362,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	森林環境保全整備事業費補助	288,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	森林居住環境整備事業費補助	1,133,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	森林居住環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水 産 庁	海岸保全施設整備事業費補助	290,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産物供給基盤整備事業費補助	1,752,250	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産資源環境整備事業費補助	51,500	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	水産資源環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁村総合整備事業費補助	69,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	漁村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国 土 交 通 省	海岸環境整備事業費補助	17,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	国営公園整備	2,150,000	平 成 20 年 度	平成20年度及び平成21年度	国営東京臨海広域防災公園ほか7箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
	追 加	1,151,000	同	平成21年度	
	改 定	3,301,000	—	—	
	都市公園事業費補助	1,260,000	平 成 20 年 度	平成21年度以降4箇年度以内	

追 改	加 定	863,000 2,123,000	同 —	平成 21 年 度 —	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助 既	定	45,798,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 5 箇年度以内	
追 改	加 定	5,870,500 51,668,500	同 —	平成 21 年 度 —	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅市街地総合整備 促進事業費補助		521,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度	住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
都市公園防災事業費 補助 既	定	1,620,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度 以 降 4 箇年度以内	都市公園防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	1,841,000 3,461,000	同 —	平成 21 年 度 —	
下水道防災事業費補助 既	定	959,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	下水道防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	1,940,000 2,899,000	同 —	平成 21 年 度 —	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
急傾斜地崩壊対策事 業費補助		265,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度	
海岸保全施設整備事 業 既	定	1,200,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 及 び平成 21 年 度	
追 改	加 定	2,259,000 3,459,000	同 —	平成 21 年 度 —	新潟港海岸ほか 4 海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため

海岸保全施設整備事業費補助	定	758,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農業生産基盤整備・保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追	加	1,515,000	同	平成 21 年度	
改	定	2,273,000	—	—	
市街地再開発事業費補助		530,000	平成 20 年度	平成 21 年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農業生産基盤整備・保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島海岸事業費補助		220,000	平成 20 年度	平成 21 年度	
離島農業生産基盤整備・保全事業費補助		201,000	平成 20 年度	平成 21 年度	
離島農村整備事業費補助		31,000	平成 20 年度	平成 21 年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため 道央用水(三期)地区道央注水工恵庭西 6 線工区建設工事ほか 3 件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
離島水産基盤整備事業費補助	定	1,888,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	
追	加	188,800	同	平成 21 年度	
改	定	2,076,800	—	—	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため 道央用水(三期)地区道央注水工恵庭西 6 線工区建設工事ほか 3 件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道国営公園整備	定	500,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	
追	加	330,000	同	平成 21 年度	
改	定	830,000	—	—	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため 道央用水(三期)地区道央注水工恵庭西 6 線工区建設工事ほか 3 件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道かんがい排水事業	定	3,393,400	平成 20 年度	平成 20 年度以降 3 箇年度以内	
追	加	1,960,000	同	平成 21 年度	
改	定	5,353,400	—	—	

北海道農用地再編整備事業	1,660,000	平成 20 年度	平成 21 年度	由仁地区山手北部工区画整理建設工事及び真狩地区共明中央工区画整理工事並びにこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道総合農地防災事業	740,000	平成 20 年度	平成 21 年度	鶴居第 2 地区農地保全幌呂工区外一連建設工事ほか 3 件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道特定漁港漁場整備事業	315,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	様似漁港ほか 7 漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するため 海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 定	2,280,000	同	平成 21 年度	
追 加 改 定	2,595,000 671,000	— 平成 20 年度	— 平成 21 年度	
北海道海岸保全施設整備事業費補助	999,000	平成 20 年度	平成 21 年度	住宅市街地総合整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道治山事業費補助	80,000	平成 20 年度	平成 21 年度	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道急傾斜地崩壊対策事業費補助	85,000	平成 20 年度	平成 21 年度	都市公園防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道住宅市街地総合整備促進事業費補助	541,000	平成 20 年度	平成 21 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道都市公園事業費補助	58,000	平成 20 年度	平成 21 年度	
北海道都市公園防災事業費補助	286,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	
北海道下水道事業費補助	1,632,000	同	—	
既 定	1,918,000	—	—	
追 加 改 定				

	北海道下水道防災事業費補助	534,000	平成20年度	平成21年度	下水道防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道畑地帯総合農地整備事業費補助	231,000	平成20年度	平成21年度	畑地帯総合農地整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道経営体育成基盤整備事業費補助	197,000	平成20年度	平成21年度	経営体育成基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道中山間総合整備事業費補助	149,000	平成20年度	平成21年度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道森林環境保全整備事業費補助	87,000	平成20年度	平成21年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道森林居住環境整備事業費補助	173,000	平成20年度	平成21年度	森林居住環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道水産基盤整備事業費補助	944,000	平成20年度	平成21年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
防衛省	弾薬購入	117,352,383	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	弾薬の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
	追加	4,025,760	同	平成20年度及び平成21年度	
	改定	121,378,143	—	—	
	武器車両等整備	284,705,835	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	
	追改	1,967,700	同	平成22年度	
		286,673,535	—	—	通信機器の改修には、多くの日数を要するため

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、平成二十年十月三十日に決定された「生活対策」及び平成二十年十二月十九日に決定された「生活防衛のための緊急対策」を実施するために必要な経費の追加を行うとともに、義務的経費の追加等特に緊要となつた事項等について措置を講じている。歳入面においては、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、その他収入の増収を見込むほか、公債金については、「財政法」(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定による公債の増発を行うとともに、「平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成二十年法律第二十四号)第二条第一項の規定による公債を増発するなど所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、平成二十年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	
成立予算	八四、一二五、四六二百万円
補正第2号	四、七八五、七五一百万円
計	八八、九一一、二一三百万円
歳出	
成立予算	八四、一二五、四六二百万円
補正第2号	四、七八五、七五一百万円
計	八八、九一一、二一三百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)	
歳入	
1 租税及印紙収入	△ 七、一二五、〇〇〇百万円
2 政府資産整理収入	二一、八三三百万円
3 雑収入	四、四六三、九一八百万円
4 公債金	七、四二五、〇〇〇百万円
(1) 公債金	七三六、〇〇〇百万円
(2) 特例公債金	六、六八九、〇〇〇百万円
計	四、七八五、七五一百万円
歳出	
1 生活対策関係経費	四、六八八、〇〇〇百万円
(1) 家計緊急支援対策費	二、〇三九、五一三百万円

(2) 生活安心確保等対策費	五一七、六五四百万円
(3) 中小・小規模企業支援等対策費	五〇四、八〇六百万円
(4) 成長力強化対策費	三三、一〇七百万円
(5) 地域活性化対策費	七五四、六二三百万円
(6) 住宅投資・防災強化対策費	二三九、二九七百万円
(7) 地方公共団体支援対策費	六〇〇、〇〇〇百万円
2 雇用対策費	一六〇、〇〇〇百万円
3 義務的経費の追加	二〇三、四〇〇百万円
4 地方交付税交付金	二、二七三、〇九五百万円
5 国際分担金及び拠出金	二〇九、五八五百万円
6 その他の経費	二八一、六二五百万円
7 既定経費の節減	△ 七五六、八五九百万円
8 地方交付税交付金の減額	△ 二、二七三、〇九五百万円
計	四、七八五、七五一百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会から、家計緊急支援対策費を削除すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十一年一月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)

右

国会に提出する。

平成二十一年一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成20年度特別会計補正予算 予 算 総 則 補 正		国土交通省所管		社会資本整備事業 自動車安全	
第1条 次に掲げる各特別会計の平成20年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げる とおりとする。		交付税及び譲与税配付金		第2条 国立高度専門医療センター特別会計及び労働保険特別会計において、「財政法」第14条の3の 規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げ るとおりとする。	
内閣府、総務省及び 財務省所管 財務省所管 厚生労働省所管 農林水産省所管	登記簿	第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成20年度において国が債務を負 担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。		第4条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正」予定計 算書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。	
	国債整理基金	第5条 平成20年度特別会計予算総則第11条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の 規定により平成20年度において公債を発行することができる限度額「8,400,000,000千円」を 「10,700,000,000千円」に改める。		第6条 平成20年度特別会計予算総則第17条第1項の財政融資資金の長期運用予定額の表中	
	財政投資	「11 株式会社日本政策金融公庫」		を	
	国立高度専門医療セ ンター	「11 株式会社日本政策金融公庫」		に改める。	
	労働保険	「11 株式会社日本政策金融公庫」		に改める。	

甲号 歳入歳出予算補正						
所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金 勘定					
	歳 入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	2,273,095,000 2,273,095,000 0	△ 2,273,095,000 △ 2,273,095,000 △ 14,200,000	0 0 △ 14,200,000
		租 税	地 方 道 路 税	0	△ 14,200,000	△ 14,200,000
		歳 入	補 正 額	2,273,095,000	△ 2,287,295,000	△ 14,200,000
法 務 省	歳 出		地 方 譲 与 税 譲 与 金	0	△ 10,100,000	△ 10,100,000
	登 記	他 会 計 よ り 受 入		0	△ 22,968	△ 22,968

[illegible]

	利子収入	配当金収入	出資回収金収入	前年度剰余金受入	歳入	歳出	他会計より受入	労働保険料定入	雇用安定資金より受入	独立行政法人納付金	歳入	補正額
厚生労働省 国立高度専門医療センター	682,029	△ 2,941,357	0	37,391,236	93,271,930	75,200,000	5,562,877	歳入	77,819,508	5,970,508	83,790,016	職業紹介事業等実施費 地域雇用機会創出等対策費 高齢者等雇用安定・促進費 職業能力開発強化費
	△ 2,941,357	0	0	37,391,236	△ 2,941,357	△ 24,700,000	△ 17,544	歳出	0	0	0	189,913
	0	0	0	0	0	0	0	歳入	0	0	0	250,289,740
	36,538,000	0	0	37,391,236	75,200,000	0	5,562,877	歳出	77,819,508	5,970,508	83,790,016	3,820,134
	10,479,347	0	0	0	△ 24,703,637	50,496,363	5,545,333	歳入	0	0	0	415,800
	0	0	0	0	△ 17,544	5,545,333	5,545,333	歳出	0	0	0	189,913
	0	0	0	0	△ 17,544	5,545,333	5,545,333	歳入	0	0	0	250,289,740
	0	0	0	0	△ 17,544	5,545,333	5,545,333	歳出	0	0	0	3,820,134
	0	0	0	0	△ 17,544	5,545,333	5,545,333	歳入	0	0	0	415,800

	男女均等雇用対策費 雇用安定資金へ繰入 予備	53,082	0	△	167,978,653	△	167,978,653
歳出補正額	254,768,669	0	△	299	△	299	299
保険収入	一般会計より受入	0	0	△	299	△	299
積立金より受入	0	△	200	△	200	△	200
歳入補正額	積立金より受入	0	0	△	200	△	200
業務取扱費	0	△	499	△	499	△	499
歳入金勘定	0	△	29,458,860	△	29,458,860	△	29,458,860
国民年金勘定	一般会計より受入	0	△	29,458,860	△	29,458,860	29,458,860
歳入	23,983,144	0	△	29,458,860	△	29,458,860	23,983,144
積立金より受入	23,983,144	0	△	29,458,860	△	29,458,860	23,983,144
独立行政法人納付金	積立金より受入	5,475,716	0	△	5,475,716	△	5,475,716
	独立行政法人年金・健康保険 福祉施設整理機構納付金	3,611,310	0	△	3,611,310	△	3,611,310
	独立行政法人福祉医療機構納 付金	1,864,406	0	△	1,864,406	△	1,864,406
歳入補正額	29,458,860	△	29,458,860	△	29,458,860	△	29,458,860
厚生年金勘定	0	△	101,698,763	△	101,698,763	△	101,698,763
歳入	一般会計より受入	0	△	101,698,763	△	101,698,763	101,698,763
積立金より受入	57,936,798	0	△	57,936,798	△	57,936,798	57,936,798
独立行政法人納付金	積立金より受入	57,936,798	0	△	57,936,798	△	57,936,798
	43,764,189	△	2,224	△	43,761,965	△	43,761,965

農 林 水 産 省	食 料 安 定 供 給 米 管 理 勘 定 入 歳	輸 入 米 等 納 付 金	米 売 払 代	独立行政法人年金・健康保険 福祉施設整理機構納付金				独立行政法人福祉医療機構納 付金			
				歳 入				歳 入			
				補 正 額				補 正 額			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
農 林 水 産 省	食 料 安 定 供 給 米 管 理 勘 定 入 歳	輸 入 米 等 納 付 金	米 売 払 代	独立行政法人福祉医療機構納 付金				独立行政法人福祉医療機構納 付金			
				歳 入				歳 入			
				補 正 額				補 正 額			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
農 林 水 産 省	食 料 安 定 供 給 米 管 理 勘 定 入 歳	輸 入 米 等 納 付 金	米 売 払 代	独立行政法人福祉医療機構納 付金				独立行政法人福祉医療機構納 付金			
				歳 入				歳 入			
				補 正 額				補 正 額			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			
				歳 出				歳 出			
				歳 入				歳 入			

歳 出	歳 入	他 勘 定 よ り 受 入	輸 入 米 等 納 付 金	29,807	△	88,244,479	0	△	88,244,479	29,807
歳 出	歳 入	雑 収 入	調 整 勘 定 よ り 受 入	0	△	88,244,479	0	△	88,244,479	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	12,634,856	△	0	0	△	12,634,856	12,634,856
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	12,664,663	△	113,039,072	0	△	100,374,409	12,664,663
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	2,480,819	△	4,372,811	0	△	1,891,992	2,480,819
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	2,480,819	△	85,474,184	0	△	85,474,184	2,480,819
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	2,480,819	△	103,256,827	0	△	100,776,008	2,480,819
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	490,000	0	△	490,000	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	490,000	0	△	490,000	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△	323	0	△	323	0
歳 出	歳 入	雑 収 入	雑 収 入	0	△					

歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入
治山事業費	3,919,618	0	3,919,618	治山事業費	3,919,618	0	3,919,618	治山事業費	3,919,618
北海道治山事業費	950,700	0	950,700	北海道治山事業費	950,700	0	950,700	北海道治山事業費	950,700
国有林野森林整備事業費	11,000,000	0	11,000,000	国有林野森林整備事業費	11,000,000	0	11,000,000	国有林野森林整備事業費	11,000,000
治山事業工事諸費	1,682	0	1,682	治山事業工事諸費	1,682	0	1,682	治山事業工事諸費	1,682
国債整理基金特別会計へ繰入	0	△	194,215	国債整理基金特別会計へ繰入	0	△	194,215	国債整理基金特別会計へ繰入	0
歳出	15,872,000	△	215,025	歳出	15,872,000	△	215,025	歳出	15,656,975
漁船再保険及び漁業共済保険	0	△	127	漁船再保険及び漁業共済保険	0	△	127	漁船再保険及び漁業共済保険	127
業務助定入	0	△	127	業務助定入	0	△	127	業務助定入	127
歳入	0	△	127	歳入	0	△	127	歳入	127
国土交通省	35,431,558	△	258,388	国土交通省	35,431,558	△	258,388	国土交通省	35,173,170
社会資本整備事業	35,431,558	△	258,388	社会資本整備事業	35,431,558	△	258,388	社会資本整備事業	35,173,170
治	5,392,880	△	121,602	治	5,392,880	△	121,602	治	5,271,278
歳入	5,392,880	△	121,602	歳入	5,392,880	△	121,602	歳入	5,271,278
他会計より受入	120	△	13,688	他会計より受入	120	△	13,688	他会計より受入	13,568
地方公共団体工事費負担金収入	120	△	13,688	地方公共団体工事費負担金収入	120	△	13,688	地方公共団体工事費負担金収入	13,568
電気事業者等工事費負担金収入	39,960	0	39,960	電気事業者等工事費負担金収入	39,960	0	39,960	電気事業者等工事費負担金収入	39,960
償還金収入	40,864,518	△	393,678	償還金収入	40,864,518	△	393,678	償還金収入	40,470,840
歳入	26,844,425	△	281,850	歳入	26,844,425	△	281,850	歳入	26,562,575
河川整備事業費	5,928,415	0	5,928,415	河川整備事業費	5,928,415	0	5,928,415	河川整備事業費	5,928,415
北海道河川整備事業費	81,000	0	81,000	北海道河川整備事業費	81,000	0	81,000	北海道河川整備事業費	81,000
沖縄河川整備事業費	6,029,020	△	52,298	沖縄河川整備事業費	6,029,020	△	52,298	沖縄河川整備事業費	5,976,722
砂防事業費				砂防事業費				砂防事業費	

道 路 整 備 勘 定 入 歳	補 出 歳	補 正 額	入 歳	補 正 額	入 歳	補 正 額
北海道砂防事業費	627,942	0	0	0	627,942	0
多目的ダム建設事業費	0	△	34,032	△	34,032	△
総合流域防災事業費	776,000	0	0	0	776,000	0
北海道総合流域防災事業費	203,000	0	0	0	203,000	0
離島総合流域防災事業費	5,000	0	0	0	5,000	0
沖繩総合流域防災事業費	324,000	0	0	0	324,000	0
業務取扱費業務勘定へ繰入	5,756	△	25,498	△	19,742	△
収益回収公共事業資金貸付金	39,960	0	0	0	39,960	0
償還金一般会計へ繰入	40,864,518	△	393,678	△	40,470,840	△
一般会計より受入	41,878,296	△	90,143,445	△	48,265,149	△
地方公共団体工事費負担金収入	10,231,000	△	40,846,943	△	30,615,943	△
償還金収入	440,190	0	0	0	440,190	0
附帯工事費負担金収入	0	△	1,341	△	1,341	△
受託工事納付金収入	0	△	603	△	603	△
受託工事納付金収入	52,549,486	△	130,992,332	△	78,442,846	△
道路環境改善事業費	1,203,942	△	22,495,660	△	21,291,718	△
沖繩道路環境改善事業費	0	△	119,937	△	119,937	△
道路交通安全対策事業費	8,759,665	△	10,855,046	△	2,095,381	△
北海道道路交通安全対策事業費	1,475,848	△	1,095,150	△	380,698	△
沖繩道路交通安全対策事業費	440,000	△	243,664	△	196,336	△
地域連携道路事業費	21,283,047	△	37,201,183	△	15,918,136	△

港 灣 勘 定 入 歳	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額			
		歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 入 補 正 額
北海道道域連携道路事業費	5,890,448	△	11,782,828	△	5,892,380
離島地域連携道路事業費	147,000		0		147,000
沖繩地域連携道路事業費	362,000	△	305,820		56,180
道路交通門滑化事業費	12,249,324	△	43,235,455	△	30,986,131
北海道道路交通門滑化事業費	0	△	348,626	△	348,626
沖繩道路交通門滑化事業費	296,000	△	1,699,048	△	1,403,048
道路交通門滑化事業資金貸付金	0	△	1,308,000	△	1,308,000
業務取扱費業務勘定へ繰入収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,022	△	301,915	△	299,893
	440,190		0		440,190
歳出補正額	52,549,486	△	130,992,332	△	78,442,846
一般会計より受入	15,222,898	△	13,410		15,209,488
港灣管理者工事費負担金収入	15,222,898	△	13,410		15,209,488
港灣管理者工事費負担金収入	3,914,000	△	6,613		3,907,387
受益者工事費負担金収入	3,914,000	△	6,613		3,907,387
受益者工事費負担金収入	0	△	151	△	151
償還金収入	138,450		0		138,450
受託工事納付金収入	138,450		0		138,450
受託工事納付金収入	0	△	65	△	65
歳入補正額	19,275,348	△	20,239	△	19,255,109
港灣環境整備事業費	620,800		0		620,800
離島港灣環境整備事業費	10,000		0		10,000
港灣事業費	16,345,499	△	13,900		16,331,599
北海道道港灣事業費	1,347,853		0		1,347,853
離島港灣事業費	262,000		0		262,000
沖繩港灣事業費	548,000		0		548,000

空 港 整 備 勘 定 入 歳	歳 出	業務取扱費業務勘定へ繰入 収益回収公共事業資金貸付金 償還金一般会計へ繰入	2,746	△	6,339	△	3,593
	補 正 額		138,450		0		138,450
	歳 出		19,275,348	△	20,239		19,255,109
他 会 計 よ り 受 入 入 歳	歳 出	一般 会 計 よ り 受 入	9,518,963	△	1,283		9,517,680
	補 正 額		9,518,963	△	1,283		9,517,680
	歳 出		166,349	△	301		166,048
地方公共団体工事費負担金収入 入 歳	歳 出	地方公共団体工事費負担金収入	166,349	△	301		166,048
	補 正 額		166,349	△	301		166,048
	歳 出		0	△	3		3
受 託 工 事 納 付 金 収 入 入 歳	歳 出	受 託 工 事 納 付 金 収 入	0	△	3		3
	補 正 額		0	△	3		3
	歳 出		9,685,312	△	1,587		9,683,725
空 港 整 備 勘 定 出 歳	歳 出	空 港 整 備 事 業 費	5,093,000	△	774		5,092,226
	補 正 額		682,786		0		682,786
	歳 出		1,890,526		0		1,890,526
沖 縄 空 港 整 備 事 業 費 入 歳	歳 出	沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	2,019,000		0		2,019,000
	補 正 額		0	△	813		813
	歳 出		9,685,312	△	1,587		9,683,725
業務取扱費業務勘定へ繰入 入 歳	歳 出	業務取扱費業務勘定へ繰入	0	△	813		813
	補 正 額		0	△	813		813
	歳 出		198,000		0		198,000
他 会 計 よ り 受 入 入 歳	歳 出	一般 会 計 よ り 受 入	198,000		0		198,000
	補 正 額		198,000		0		198,000
	歳 出		10,524	△	334,565		324,041
他 勘 定 よ り 受 入 入 歳	歳 出	他 勘 定 よ り 受 入	10,524	△	334,565		324,041
	補 正 額		10,524	△	334,565		324,041
	歳 出		191,797		0		191,797
償 還 金 収 入 入 歳	歳 出	償 還 金 収 入	191,797		0		191,797
	補 正 額		191,797		0		191,797
	歳 出		400,321	△	334,565		65,756
業 務 勘 定 出 歳	歳 出	業 務 勘 定 出	10,524	△	334,565		324,041
	補 正 額		10,524	△	334,565		324,041
	歳 出		198,000		0		198,000

自動車安全 自動車検査登録勘定 歳入 歳出	歳出補正額	収益回収公共事業資金貸付金 償還金一般会計へ繰入		歳入	歳出	歳入	歳出
		一般会計より受入 業務費	歳入				
	191,797 400,321	0 △	0 334,565	△	517 517	△	517 517

丙号 繰越明許費補正

所管	特別会計	事項	項目	所管	特別会計	事項	項目
厚生労働省	国立高度専門医療センター 労働保険	(項) 政策医療推進費のうち 先端医療機器等整備費			雇用助定	(項) 地域雇用機会創出等対 策費 ふるさと雇用再生特別交付 金	のうち

丁号 国庫債務負担行為補正

所管	特別会計	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担 となる年度	事由
農林水産省	食料安定供給 国営土地改良 事業勘定	かんがい排水事業 都城盆地農業水利 事業	380,000	平成20年度	平成21年度	都城盆地農業水利事業には、多くの日数を要するため
		北海道かんがい排水 事業				
		美蔓農業水利事業 既	3,300,000	平成20年度	平成20年度以内 降3箇年度以内	美蔓農業水利事業には、多くの日数を要するため
		追 加 定 業	1,000,000 4,300,000 1,082,000	同 —	平成21年度 —	野呂川地区ほか8地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要 するため

国 土 交 通 省	社 会 資 本 整 備 事 業 治 水 勘 定	地 す べ り 防 止 事 業	480,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	
		国 有 林 野 内 治 山 事 業	1,670,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	銅山川地区ほか2地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 東北森林管理局ほか5森林管理局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 北海道森林管理局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		北 海 道 国 有 林 野 内 治 山 事 業	300,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	
		総 合 水 系 環 境 整 備 事 業	1,625,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	
		既 定	901,000	同	平 成 21 年 度	利根川水系ほか3水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するため 荒川ほか4河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	2,526,000	—	—	
		河 川 都 市 基 盤 整 備 事 業	3,160,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	
		既 定	2,159,000	同	平 成 21 年 度	石狩川水系及び天塩川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するため 阿武隈川ほか39河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		追 加 改 定	5,319,000	—	—	
		北 海 道 総 合 水 系 環 境 整 備 事 業	714,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 及 び 平 成 21 年 度	
		既 定	106,000	同	平 成 21 年 度	
		追 加 改 定	820,000	—	—	
		河 川 改 修 事 業	42,346,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 以 降 5 箇 年 度 以 内	
		既 定	15,131,000	同	平 成 21 年 度	
		追 加 改 定	57,477,000	—	—	
		堰 堤 維 持 定	2,636,800	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 以 降 3 箇 年 度 以 内	

追 改 定	406,580 3,043,380	平成 20 年 度 —	平成 21 年 度 —	北上川瀬瀬ダムほか 8 ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため
河川総合開発事業 既 定	4,243,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 加 改 定	300,000 4,543,000	同 —	平成 21 年 度 —	木曾川横山ダム再開発事業ほか 2 ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
河川激甚災害対策特別緊急事業 既 定	18,167,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 加 改 定	4,674,000 22,841,000	同 —	平成 21 年 度 —	天竜川ほか 4 河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
床上浸水対策特別緊急事業 既 定	2,120,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	
追 加 改 定	1,245,000 3,365,000	同 —	平成 21 年 度 —	太田川ほか 2 河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
河川災害復旧等関連緊急事業 既 定	1,079,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度	米代川の災害復旧等関連緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
河川改修費補助 既 定	1,280,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 5 箇年度以内	
追 加 改 定	1,252,000 2,532,000	同 —	平成 21 年 度 —	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
河川総合開発事業費補助 既 定	1,967,710	平成 20 年 度	平成 21 年 度 以 降 4 箇年度以内	

追 改	加 定	75,000 2,042,710	同 —	平 成 21 年 度 —	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
治水ダム建設事業費補助		100,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
河川激甚災害対策特別緊急事業費補助		99,000	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
都市河川改修費補助					
既 定		2,885,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 改	加 定	646,000 3,531,000	同 —	平 成 21 年 度 —	
床上浸水対策特別緊急事業費補助					
既 定		512,500	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 及 び 平 成 21 年 度	
追 改	加 定	160,000 672,500	同 —	平 成 21 年 度 —	床上浸水対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道河川改修事業					
既 定		4,678,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 以 降 5 箇年度以内	
追 改	加 定	7,923,000 12,601,000	同 —	平 成 21 年 度 —	石狩川ほか 8 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
北海道堰堤維持					
既 定		360,000	平 成 20 年 度	平 成 20 年 度 及 び 平 成 21 年 度	
追 改	加 定	64,646 424,646	同 —	平 成 21 年 度 —	後志利別川美利河ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため

北海道河川改修費補助	1,345,000	平成20年度	平成21年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道河川総合開発事業費補助	147,000	平成20年度	平成21年度	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道都市河川改修費補助	120,000	平成20年度	平成21年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄堰堤維持砂防事業	33,784	平成20年度	平成21年度	福地川福地ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するため
既 定	9,737,100	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか19水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追 加	5,892,000	同	平成21年度	
改 定	15,629,100	—	—	
地すべり対策事業				
既 定	2,484,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	阿賀野川滝坂地区及び信濃川芋川地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
追 加	130,000	同	平成21年度	
改 定	2,634,000	—	—	
砂防事業費補助	996,000	平成20年度	平成21年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり対策事業費補助				
既 定	260,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	250,000	同	平成21年度	
改 定	510,000	—	—	
北海道砂防事業				
既 定	245,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	

追 改	加 定	175,000	同	平成 21 年度	十勝川水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
		420,000	—	—	
追 改	加 定	483,000	平成 20 年度	平成 21 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		68,000	平成 20 年度	平成 21 年度	
追 改	加 定	2,150,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		291,581	同	平成 21 年度	
追 改	加 定	2,441,581	—	—	本曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		30,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	
追 改	加 定	119,433	同	平成 21 年度	斐伊川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		149,433	—	—	
追 改	加 定	581,000	平成 20 年度	平成 20 年度及び平成 21 年度	斐伊川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		307,228	同	平成 21 年度	
追 改	加 定	888,228	—	—	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		29,925,000	平成 20 年度	平成 20 年度以降 4 箇年度以内	
追 改	加 定	664,927	同	平成 21 年度	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		30,589,927	—	—	

官 報 (号 外)

岩木川津軽ダム建設工事	既定	20,040,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	128,440	同	平成21年度	
	改定	20,168,440	—	—	
斐伊川尾原ダム建設工事	既定	11,253,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	460,000	同	平成21年度	
	改定	11,713,000	—	—	
庄川利賀ダム建設工事	既定	4,400,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	447,958	同	平成21年度	
	改定	4,847,958	—	—	
雄物川成瀬ダム建設工事	既定	1,650,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	98,990	同	平成21年度	
	改定	1,748,990	—	—	
北海道多目的ダム建設事業 留萌川留萌ダム建設工事	既定	167,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	20,000	同	平成21年度	
	改定	187,000	—	—	

道路整備勘定	石狩川幾春別川総合開発建設工事	74,949	平成 20 年 度	平成 21 年 度	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	天塩川サソルダム建設工事	1,050,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以降 3 箇年度以内	
	追 加 定	310,359	同	平成 21 年 度	
	改 定	1,360,359	—	—	
	沖縄多目的ダム建設事業				
	沖縄東部河川総合開発建設工事	11,314,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以降 4 箇年度以内	
	既 定	280,780	同	平成 21 年 度	
	追 加 定	11,594,780	—	—	
	改 定				
	沿道環境改善事業	35,560,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以降 5 箇年度以内	
電線共同溝整備事業	既 定	3,710,000	同	平成 21 年 度	一般国道静岡 1 号電線沿道環境改善はか 24 箇所の沿道環境改善工事には、多くの日数を要するため
	追 加 定	39,270,000	—	—	
	改 定				
	沿道環境改善事業	36,650,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以降 3 箇年度以内	
	既 定	2,030,000	同	平成 21 年 度	
	追 加 定	38,680,000	—	—	
	改 定				
	沿道環境改善事業費補助	330,500	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以降 3 箇年度以内	
	既 定	328,000	同	平成 21 年 度	
	追 加 定	658,500	—	—	

石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

天塩川サソルダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

沖縄東部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

一般国道静岡 1 号電線沿道環境改善はか 24 箇所の沿道環境改善工事には、多くの日数を要するため

一般国道福岡 3 号電線共同溝はか 6 箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するため

沿道環境改善事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道沿道環境改善事業	200,000	平成20年度	平成21年度	一般国道36号登別沿道環境改善(その2)工事には、多くの日数を要するため
雪寒地域道路交通確保事業	1,830,000	平成20年度	平成21年度	一般国道新潟7号村上防雪ほか14箇所の雪寒工事には、多くの日数を要するため
道路修繕事業	10,010,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	一般国道福島4号修繕ほか56箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
追加改定	8,160,000	同	平成21年度	
交通連携推進事業	18,170,000	—	—	一般国道新潟8号梶屋敷大和川道路ほか3箇所の交通連携推進工事には、多くの日数を要するため
既定	8,040,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	
追加改定	1,500,000	同	平成21年度	一般国道神奈川1号二宮地区歩行者道ほか14箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
交通安全施設等整備事業	9,540,000	—	—	
既定	2,133,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	一般国道福岡10号千束自転車歩行者道ほか13箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
追加改定	1,725,000	同	平成21年度	
交通事故重点対策事業	3,858,000	—	—	
既定	1,890,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	
追加改定	2,028,000	同	平成21年度	
安全市街地整備道路事業費補助	3,918,000	—	—	
既定	1,900,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	

追加 改定	713,000 2,613,000	同 —	平成 21 年度 —	安全市街地整備道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
交通連携推進事業費 補助				
既 定	2,447,500	平成 20 年度	平成 20 年度以 降 5 箇年度以内	交通連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	2,406,000 4,853,500	同 —	平成 21 年度 —	
交通安全施設等整備 事業費補助				
既 定	972,000	平成 20 年度	平成 21 年度以 降 4 箇年度以内	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	268,000 1,240,000	同 —	平成 21 年度 —	
北海道雪震地域道路 交通確保事業	860,000	平成 20 年度	平成 21 年度	一般国道 39 号富士見防雪ほか 4 箇所の雪寒工事には、多くの日数を要するため
北海道道路修繕事業	2,570,000	平成 20 年度	平成 21 年度	一般国道 5 号修繕ほか 12 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
北海道交通安全施設 等整備事業	810,000	平成 20 年度	平成 21 年度	一般国道 36 号ウトナイ交差点改良ほか 6 箇所の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
北海道交通事故重点 対策事業	1,660,000	平成 20 年度	平成 21 年度	一般国道 5 号大江付加車線ほか 9 箇所の交通事故重点対策工事には、多くの日数を要するため
北海道安全市街地整 備道路事業費補助	75,000	平成 20 年度	平成 21 年度	安全市街地整備道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道交通連携推進 事業費補助	278,000	平成 20 年度	平成 21 年度	交通連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道交通安全施設 等整備事業費補助	90,000	平成 20 年度	平成 21 年度	交通安全施設等整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沖縄道路修繕事業 沖縄交通安全施設等 整備事業	200,000 160,000	平成20年度 平成21年度	平成20年度 平成21年度	一般国道329号修繕工事には、多くの日数を要するため 一般国道331号与那原地区歩道整備の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
地域連携推進事業 既 定	442,718,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線遠野宮守道路ほか22箇所及び一般国道宮崎10号横江橋ほか107箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	32,640,000 475,358,000	同 —	平成21年度 —	
地域連携推進事業費 補助 既 定	18,257,500	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	
追 加 改 定	3,744,000 22,001,500	同 —	平成21年度 —	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地域連携推進 事業 既 定	22,380,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線阿寒トンネルほか5箇所、一般国道36号臨海橋ほか39箇所及び道道美幌富良野線幌子道路ほか3箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	30,363,000 52,743,000	同 —	平成21年度 —	
北海道地域連携推進 事業費補助 既 定	3,047,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	
追 加 改 定	2,227,000 5,274,000	同 —	平成21年度 —	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島地域連携推進事 業費補助 既 定	143,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	

追 改	加 定	641,000	同	平成 21 年 度	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		784,000	—	—	
追 改	加 定	5,860,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	一般国道331号中山第一橋ほか2箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するため
		700,000	同	平成 21 年 度	
追 改	加 定	6,560,000	—	—	一般国道新潟7号新発田高架橋(その3)ほか31箇所の交通円滑化工 事には、多くの日数を要するため
		4,923,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 及 び平成 21 年 度	
追 改	加 定	18,000	同	平成 21 年 度	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
		4,941,000	—	—	
追 改	加 定	299,707,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 5 箇年度以内	一般国道新潟7号新発田高架橋(その3)ほか31箇所の交通円滑化工 事には、多くの日数を要するため
		14,240,000	同	平成 21 年 度	
追 改	加 定	313,947,000	—	—	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
		3,793,500	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 5 箇年度以内	
追 改	加 定	1,155,000	同	平成 21 年 度	一般国道12号苗穂道路ほか2箇所の交通円滑化工事には、多くの日 数を要するため
		4,948,500	—	—	
追 改	加 定	670,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
		886,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度	

港 湾 勘 定	沖縄交通円滑化事業	既 定	7,200,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	一般国道329号石川橋(その2)ほか4箇所の交通円滑化工事には、 多くの日数を要するため 交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
	追 加	1,580,000	同	平成 21 年 度		
	改 定	8,780,000	—	—		
	沖縄交通円滑化事業 費補助	180,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度		
	港湾環境整備事業費 補助	100,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度		
	廃棄物処理施設整備 事業費補助	既 定	694,320	平成 20 年 度	平成 20 年 度 及 び平成 21 年 度	
	追 加	168,000	同	平成 21 年 度		
	改 定	862,320	—	—		
	港 湾 改 修 事 業	既 定	30,158,000	平成 20 年 度	平成 20 年 度 以 降 3 箇年度以内	
	追 加	8,970,000	同	平成 21 年 度		
改 定	39,128,000	—	—			
港湾改修事業費補助	既 定	1,860,500	平成 20 年 度	平成 20 年 度 及 び平成 21 年 度	新潟港ほか21港の改修工事には、多くの日数を要するため 港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 苫小牧港ほか11港の改修工事には、多くの日数を要するため 名瀬港の改修工事には、多くの日数を要するため	
追 加	1,040,500	同	平成 21 年 度			
改 定	2,901,000	—	—			
北海道港湾改修事業	既 定	6,736,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度		
離島港湾改修事業	既 定	400,000	平成 20 年 度	平成 21 年 度		

離島港湾改修事業費補助	既定	540,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	120,000	同	平成21年度	
	改定	660,000	—	—	
沖縄港湾改修事業	既定	9,059,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	平良港及び石垣港の改修工事には、多くの日数を要するため
	追加	780,000	同	平成21年度	
	改定	9,839,000	—	—	
沖縄港湾改修事業費補助	既定	653,040	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	450,000	同	平成21年度	
	改定	1,103,040	—	—	
空港整備助定	既定	15,855,476	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか5空港の整備には、多くの日数を要するため
	追加	1,195,000	同	平成21年度	
	改定	17,050,476	—	—	
北海道空港整備	既定	247,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	新千歳空港及び函館空港の整備には、多くの日数を要するため
	追加	753,000	同	平成21年度	
	改定	1,000,000	—	—	
北海道空港整備事業費補助	既定	66,000	平成20年度	平成21年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 那覇空港の整備には、多くの日数を要するため
	追加	—	—	—	
	改定	—	—	—	
沖縄空港整備	既定	84,000	平成20年度	平成21年度	
	追加	—	—	—	
	改定	—	—	—	

平成二十年度特別会計補正予算(特第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、社会資本整備事業特別会計等十四特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。
なお、食料安定供給特別会計等三特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計	歳入(百万円)	歳出(百万円)
交付税及び譲与税配付金勘定	五、〇〇六、〇二一	五〇、八三九、二一四
成立予算	△ 一四、二〇〇	△ 一〇、一〇〇
補正第2号	五〇、九九一、八二一	五〇、八二九、一一四
計		
2 国債整理基金特別会計	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	二〇一、六一九、三三〇	一八一、六一九、三三〇
補正第2号	△ 一、〇七二、六〇〇	△ 一、〇七二、六〇〇
計	二〇〇、五四六、七二〇	一八〇、五四六、七二〇
3 財政投融资特別会計	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
成立予算	四二、二六四、二二〇	四〇、二八四、二七四
補正第2号	三、五九二、九三〇	三、四五四、七九〇
計	四五、八五七、一四〇	四三、七三九、〇六四
(2) 投資勘定		
成立予算	一五五、八九二	一五五、八九二
補正第2号	九〇、三三一	五〇、四九六
計	二四六、二二三	二〇六、三八八
4 労働保険特別会計	歳入(百万円)	歳出(百万円)
雇用勘定		
成立予算	二、六八四、五八二	二、一九一、八七七
補正第2号	八三、七九〇	八三、七九〇
計	二、七六八、三七二	二、二七五、六六七
5 社会資本整備事業特別会計	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		
成立予算	一、一三七、四三九	一、一三七、四三九
補正第2号	四〇、四七一	四〇、四七一
計	一、一七七、九一〇	一、一七七、九一〇

(2) 道路整備勘定

成立予算	三、七五五、二九八	三、七五五、二九八
補正第2号	△ 七八、四四三	△ 七八、四四三
計	三、六七六、八五五	三、六七六、八五五

(3) 港湾勘定

成立予算	三三三、九六九	三三三、九六九
補正第2号	一九、二五五	一九、二五五
計	三五三、二二四	三五三、二二四

(4) 空港整備勘定

成立予算	五四六、四八四	五四六、四八四
補正第2号	九、六八四	九、六八四
計	五五六、一六八	五五六、一六八

(5) 業務勘定

成立予算	二二八、三四三	二二八、三四三
補正第2号	六五	六五
計	二二八、四〇九	二二八、四〇九

以上のほかに、登記特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、船員保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。
国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会から、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の追加補正額を減額すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十一年一月十三日

予算委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右国会に提出する。

平成二十一年一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成 20 年度 政府 関係 機関 補正 予算
予 算 総 則 補 正

第 1 条 株式会社日本政策金融公庫の平成20年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第 2 条 平成20年度政府関係機関予算総則第 2 条第 1 項の公庫又は株式会社の借入金等の限度額の表中

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金	1,049,500,000千円
	農林水産業者向け業務	借入金	75,000,000
	中小企業者向け業務	借入金	87,845,000
		借入金	447,600,000
		借入金	60,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金	66,000,000

を

株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金	1,782,500,000千円
		借入金	235,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金	87,845,000
	中小企業者向け業務	借入金	791,100,000
		借入金	130,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金	1,000,000,000
		借入金	2,000,000,000

に改め、同条第 5 項中「業務をいう。」を「業務をいい、同業務に係る社債の発行の限度額は、平成20年度における最高額をいう。」に改める。

第 3 条 平成20年度政府関係機関予算総則第 3 条の公庫又は株式会社の保険契約等の限度額の表中

株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法第31条	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額	
		中小企業者向け業務貸付金の総額	43,700,000千円
		「株式会社日本政策金融公庫法」別表第 2 第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	122,300,000
		農林水産業者向け業務中小企業者向け業務保証金額の総額	6,400,000
			50,000,000
			67,000,000

保険価額の総額	9,246,000,000
補てんの額の総額	84,624,000
保険価額の総額	43,000,000

を

株式会社日本政策金融公庫	「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額	
		中小企業者向け業務貸付金の総額	43,700,000千円
		「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	122,300,000
		農林水産業者向け業務 中小企業者向け業務	6,400,000 50,000,000
		保証金額の総額	67,000,000
		保険価額の総額	21,867,000,000
		補てんの額の限度額	
		指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補てんの額の限度額	720,000,000
		その他の特定資金の貸付等に係る補てんの額の総額	894,624,000
		「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	43,000,000
		保険価額の総額	

に改める。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額			
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
株式会社日本政策金融公庫 国民一般向け業務 収入	事業益金	事業益金	0	△ 1,089,082	△ 1,089,082	
		事業益金	0	△ 1,089,082	△ 1,089,082	
	一般会計より受入	一般会計より受入	2,222,191	0	2,222,191	
		一般会計より受入	2,208,105	0	2,208,105	
	運用収入	運用収入	14,086	0	14,086	
		運用収入	2,222,191	△ 1,089,082	△ 1,133,109	
	事業損金	事業損金	318,722	△ 7,033,913	△ 6,715,191	
		事業損金	12,342,887	△ 366,945	△ 11,975,942	
	中小企業者向け業務 支出	事業益金	事業益金	12,342,887	△ 366,945	△ 11,975,942
			事業益金	0	△ 97,267	△ 97,267
補償料収入		補償料収入	0	△ 97,267	△ 97,267	
		補償料収入	2,888,078	△ 754,905	△ 2,133,173	
一般会計より受入		一般会計より受入	2,883,000	0	2,883,000	
		一般会計より受入	5,078	0	5,078	
雑収入		雑収入	0	△ 754,905	△ 754,905	
		雑収入	15,230,965	△ 1,219,117	△ 14,011,848	
事業損金		事業損金	6,496	△ 8,690,027	△ 8,683,531	
		事業損金	0	△ 46,250	△ 46,250	
支出		6,496	△ 8,736,277	△ 8,729,781		

[illegible]

平成二十一年一月十三日 衆議院会議録第三号

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)及び同報告書 法律案及び同報告書 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する

六八

平成二十年度政府関係機関補正予算(機第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

収入(百万円)	支出(百万円)
九四、六〇〇	七六、三七五
一、一三三	六、七一五
計 九五、七三三	六九、六六〇

2 中小企業者向け業務

収入(百万円)	支出(百万円)
五八、〇九七	五二、一七三
一四、〇一二	八、七三〇
計 七二、一〇九	四三、四四三

成立予算
補正第2号

3 信用保険等業務

収入(百万円)	支出(百万円)
一七二、六八九	二八三、五五八
二五、四一九	一七九、一五七
計 一九八、一〇八	四六二、七一五

成立予算
補正第2号

4 危機対応円滑化業務

収入(百万円)	支出(百万円)
二、七四〇	三、〇八七
一三、九五四	二一、三三五
計 一六、六九四	二四、四二二

計

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成二十一年一月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

予算委員長 衛藤征士郎

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成二十一年一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第五号」を「第七号」に、

「第六号及び第七号」を「第八号及び第九号」に改め、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 平成二十年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 一兆三百二十億四千七百五十万円

六 平成二十年度における交付税の総額を確保するため第一号から第四号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆二千四百十億四千七百五十万円

附則第四条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前条第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、第三項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を減額した額とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「及び第四号」を「から第六号まで」に、「から平成二十四年度までの各年度」を「及び平成二十二年度」に、「平成二十五年度から」を「平成二十三年度及び平成二十四年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額か

ら第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から」に改め、同条に次の一号を加える。

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成二十年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため、所要の加算措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税法の一部改正

(一) 平成二十年度分の地方交付税の総額の特例として、二兆二千七百三十億九千九百五十万円を加算すること。

(二) (一)の加算額のうち、一兆二千四百十億四千七百五十万円に相当する額について、平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分における地方交付税の総額から二千四百八十二億九百五十万円をそれぞれ減額すること。

2 特別会計に関する法律の一部改正

交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例に関し、平成二十年度及び平成二十一年度から平成二十七年までの繰入分の額について所要の改正を行うこと。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため、所要の加算措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)の歳出において、平成二十年度の特例加算額として二兆二千七百三十億九千五百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十一年一月十三日

総務委員長 赤松 正雄
衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案

右国会に提出する。

平成二十一年一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置

平成二十一年一月十三日 衆議院会議録第三号

置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融資特別会計財政融資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものとする。

(財政投融資特別会計財政融資金勘定からの一般会計への繰入れ)

第二条 政府は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十八条第三項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融資特別会計財政融資金勘定から、四兆千五百八十億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

4 平成二十年度における特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定の適用については、同項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金額から四兆千五百八十億円を控除した金額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融資特別会計財政融資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案 内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、同年度において財政投融資特別会計財政融資金勘定から四兆千五百八十億円を限り、一般会計へ繰り入れる特例措置を定めるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための特例措置を定めるものであり、必要にしてやむを得ない措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七條の三の規定に基づき内閣を代表して中川財務大臣より「本修正案については、政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に伴う予算措置

平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)及び特別会計補正予算(特第2号)において、財政投融資特別会計財政融資金勘定から一般会計への繰入れ四兆千五百八十億円が措置されている。右報告する。

平成二十一年一月十三日
財務金融委員長 田中 和徳
衆議院議長 河野 洋平殿

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年一月五日

提出者

柳澤 伯夫 大野 功統
加藤 紘一 津島 雄二
野田 毅 七条 明
山本 明彦 吉田六左門
上田 勇
賛成者 井上 信治外五十三名

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「当該株式の処分が」を削り、「ものである」を「ことに資する」に改める。

第五条中「これに伴う当該」を削る。

第十九条第二項第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十九年四月一日」を「平成二十四年十月一日」に改める。

第三十四条第一項第三号中「第三十八條の二第一項の規定による株式」を「銀行等以外の会社であつて会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるもの(以下「発行会社」という。)の保有する当該会員が発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合においては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。に改める。

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び同報告書

銀行等の

第三十八条第一項中「買取り」の下に「第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。」を加え、「同項第二号」を「第三十四条第一項第二号」に、「平成十八年九月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二の見出しを「(特別株式買取りを行った場合における特定発行人社からの株式の買取り)」に改め、同条第一項中「銀行等以外の会社(当該会社と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるものに限る。以下「発行人社」という)」を「発行人社又は当該特別株式買取りに係る株式を発行する一の株式会社が発行人社の議決権の過半数を保有している発行人社(次項において「特定発行人社」と総称する)」に改め、同条第二項中「発行人社」を「特定発行人社」に改め、同条第四項中「第四項前段」を「第四項」に改め、同条を第三十八条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(発行人社株式買取りを行った場合における特定発行人社からの株式の買取り)

第三十八条の四 機構は、発行人社株式買取りを行った場合において、当該発行人社株式買取りの申込みをした発行人社からその申込みと同時に当該発行人社が発行する株式(当該発行人社の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が発行している場合においては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。以下この項において同じ。)の購入の請求があつたときは、当該発行人社が発行する株式を、当該発行人社株式買取りに係る株式を発行する会員又は当該発行人社株式買取りに係る株式を発行する一の株式会社が発行する株式の過半数を保有している会員(次項において「特定会員」と総称する。)から買

い取ることができる。
2 前項の規定による株式の買取りは、同項の発行人社株式買取りを行った日から六月以内において、特定会員から機構に対して買取りの申込

みがあつた場合に行うことができるものとす

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした発行人社が当該請求と同時に発行した発行人社株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の範囲内でない

4 第三十八条第三項及び第四項前段の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(発行人社からの株式の買取り)
第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)は、平成二十四年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(機構が買取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「発行人社株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 発行人社株式買取りは、当該発行人社株式買取りの申込みに係る株式が金融商品取引法第二

4 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
第四十八条第一項第二号イ中「第三十八条の二

第一項を「第三十八条の四第一項」に、「並びに当該」を「及び発行人社株式買取り(第三十八条の三第一項の規定による株式の買取りを含む。口及び次条第一項において同じ。)」並びにこれらの買取りとして」に改め、同号ロ中「特別株式買取り」の下に「及び発行人社株式買取り」を加える。

第四十九条第一項中「平成十九年四月一日」を「平成二十四年十月一日」に改め、「特別株式買取り」の下に「及び発行人社株式買取り」を加える。
第六十七条第四号中「第三十八条第二項」の下に「又は第三十八条の二第二項」を加え、同条第五号中「第三十八条の二第四項」を「第三十八条の二第四項」に改め、「含む。」の下に「第三十八条の二第四項(第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に伴い、政府が保証することができる

金額の限度は、額面総額及び元本金額の合計額二十兆円並びにその利息に相当する金額となる見込みである。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(柳澤伯夫君外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 会員である銀行等からの株式の買取り等の業務の期限の延長等

機構が行う会員からの株式の買取り及び株式の売付けの媒介の業務の期限を、平成二十四年三月三十一日まで延長するとともに、機構の存続期限を、平成三十四年三月三十一日まで延長すること。

2 発行人社からの株式の買取りに関する規定の新設等

会員である銀行等に株式を保有されている事業法人からの銀行株式の買取りの柔軟化を図り、新たに、事業法人から先行して銀行株式を機構に売却することを可能にすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講

ずるものであり、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、政府が保証することができ
る金額の限度は、額面総額及び元本金額の合計
額二十兆円並びにその利息に相当する金額とな
る見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内
閣を代表して中川国務大臣より「本案について
は、政府としては、異議はない。」旨の意見が述
べられた。

右報告する。

平成二十一年一月十三日

財務金融委員長 田中 和徳

衆議院議長 河野 洋平殿

平成二十年度における地方道路整備臨時交
付金の総額の限度額の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成二十年度における地方道路整備臨時交
付金の総額の限度額の特例に関する法律

する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第五条第
二項(同条第三項の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。以下同じ。)に規定する地方道路整
備臨時交付金で平成二十年度の予算に係るものに
ついての同条第二項の規定の適用については、同
項中「揮発油税の収入額の予算額」とあるのは、
「当初予算における揮発油税の収入額の予算額」と
する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近の地域経済の状況を踏まえ、平成二十年度
においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限
度額を同年度の当初予算における揮発油税の収入
額の予算額の四分の一に相当する額とする特例措
置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

平成二十年度における地方道路整備臨時交
付金の総額の限度額の特例に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の地域経済の状況を踏まえ、平
成二十年度における地方道路整備臨時交付金の
総額の限度額について特例措置を講じようとし
るもので、その内容は次のとおりである。

1 平成二十年度においては、地方道路整備臨
時交付金の総額の限度額は、同年度の当初予
算における揮発油税の収入額の予算額の四分
の一に相当する額とすること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の地域経済の状況を踏まえ、平成二十年
度における地方道路整備臨時交付金の総額の限
度額について特例措置を講じようとする本案は
妥当なものと認め、可決すべきものと議決した
次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十年度一般会計補正予算(第2号)(国
土交通省所管)において、本案施行に伴う所要
の経費が、道路整備事業の財源の社会資本整備
事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経
費約千百十七億七千九百万円の内数として計上
されている。

右報告する。

平成二十一年一月十三日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

七二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
 〒一〇五—八四四五
 東京都港区虎ノ門二丁目
 二番四号
 独立行政法人国立印刷局
 電話
 03
 (3587)
 4294
 定 価
 (本体
 三三〇円)
 本号一部
 三四五円